

平成29年 3月 9日

### 1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島	義光
事務局 参事 兼 次長	古賀	安博
主 任	服部	敬
書 記	信國	美保子
書 記	坂本	裕美子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	(中園昌秀)
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	小 波 慶一郎
新社会推進部長	室 園 哲 也
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	橋 本 吉 史
企画財政課長	井 手 勇 一
地域振興課長	松 尾 一 秋
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	石 井 稔 郎
防災安全課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	堤 英利子
市 民 課 長	井 上 寿 代
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	山 口 昭 弘
福祉課参事補佐兼 福祉総務係長	向 智 宏
福祉課生活支援係長	青 木 剛 志
環 境 課 長	原 田 英 雄
スポーツ振興課長	池 田 孝 治
商工観光課長	井 上 啓 時
人権・同和政策課長	城 後 徳 博
建 設 課 長	江 田 秀 博
都市計画課長	末 次 隆 治
農業振興課長	平 島 英 敏
林業振興課長	井 上 秀 樹

上下水道局長	榊	慎	一
学校教育課長	持	丸	末喜
黒木支所長	藤	田	良徳
立花支所長	井	上	武明
上陽支所長	井	上	明
矢部支所長	江	田	伸一郎
星野支所長	井	上	茂美

## 議事日程第5号

平成29年3月9日（木） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 議案審議
    - ・質 疑（委員会付託）
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第2 請願委員会付託
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 議案審議

- 報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第1号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について
- 議案第2号 八女市黒木ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八女市製茶技術研修工場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八女市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八女都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八女市辺春ふれあいセンター条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第14号 権利の放棄について
- 議案第15号 権利の放棄について
- 議案第16号 財産の無償貸付けについて（旧辺春中学校）
- 議案第17号 財産の無償貸付けについて（星野荒茶加工施設）

- 議案第18号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 きりかぶ）  
議案第19号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 びそん）  
議案第20号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 清流）  
議案第21号 財産の無償貸付けについて（農産加工センター 星の里）  
議案第22号 市営土地改良事業の施行について  
議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）  
議案第24号 平成28年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）  
議案第25号 平成28年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）  
議案第26号 平成28年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第27号 平成28年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）  
議案第28号 平成28年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第29号 平成28年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第30号 平成28年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第3号）  
議案第31号 平成28年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算  
議案第33号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算  
議案第34号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算  
議案第35号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算  
議案第36号 平成29年度八女市下水道事業特別会計予算  
議案第37号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計予算  
議案第38号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第39号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第40号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計予算  
議案第41号 平成29年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算  
議案第42号 平成29年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算  
議案第43号 平成29年度八女市黒木町大淵財産区特別会計予算  
議案第44号 平成29年度八女市水道事業会計予算  
議案第45号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 第2 請願委員会付託

- 請願第1号 市道酒井田線の道路拡張整備に関する請願

---

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に議案質疑表、説明員名簿追加表、委員会・分科会日程表及び請願表を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たせました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

### 日程第1 議案審議

#### ○議長（川口誠二君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

#### ○5番（高橋信広君）

この事故は昨年のことなのですが、この実際起きた車両にドライブレコーダーのほうは装着されているかどうかお聞きします。

#### ○矢部支所長（江田伸一郎君）

お答えいたします。

矢部支所で管理しておりましたけれども、ドライブレコーダーはつけておりません。

#### ○5番（高橋信広君）

この事故防止に対して、このドライブレコーダーは非常に効果があると私は感じています。そういう意味で、少し研究していただいて、優先順位をつけて、ぜひドライブレコーダーを装着するようにひとつよろしく願いして終わります。

#### ○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第1号 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

#### ○24番（松崎辰義君）

この議案ですけれども、資料をいただいておりますので、資料も読みましたけれども、こ

この中に出てくるいわゆる番号法、マイナンバー法ですけれども、これを読んでも内容が一向にわからないということで、総務課のほうにお尋ねに行きましたらば、7項目が新たにマイナンバーを使つての自治体間のやりとりができるということはわかりましたけれども、この7項目についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

**○総務課長（馬場 解君）**

今回、法律の改正によりまして、番号法で決まっております事務以外につきましても、市町村が独自に定める条例、これに掲げているものは情報提供ネットワークを使って情報連携ができるとなっております。

八女市では、今御指摘がありましたように7項目を上げております。具体的には、こども医療費助成に関する事務ですとか、重度心身しょうがい者等の医療費助成、ひとり親等の医療費助成、それから就学援助等、そういったものについて規定をしております。これは国の個人情報保護委員会、そちらのほうに報告をいたしまして、承認を受けたものが今回対象となるということでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

この7項目が新たに、先ほど言われました個人情報保護委員会のほうに言って、これが自治体間で自由にやりとりができるようになったということだろうと思いますが、これによって簡素化といいますか、迅速化ができるということなんでしょうか。

**○総務課長（馬場 解君）**

例えば、市外から転入されてきたときに、現在は本人さんに所得証明の提出を求めたり、あるいは自治体のほうに照会をしている部分がございますが、これがマイナンバーを使って迅速に照会などができるということになります。

**○24番（松崎辰義君）**

迅速な部分はわかりましたが、我々導入のときも、マイナンバー法の大きな問題として情報漏えいの問題を取り上げてきたところですけども、この情報漏えいについての、いわゆるマイナンバー法を使ってこういう情報のやりとり、マイナンバーに情報を集積していくわけですから、そういったものの漏えいという部分についてはどのようにお考えなのかお願いします。

**○総務課長（馬場 解君）**

マイナンバーに関しましては、そういった情報漏えい、これは非常に心配される声もございます。システム的な部分、それから物理的、あるいは人的な部分とか、それから法制上とかいろいろ安全措置基準が決められておりますので、そういったものに沿って安全管理をやっているところでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

安全管理ということでは言われますけれども、やはり情報漏えいというのは結構出ているのではないかなと思っておりますけれども、先ほど言われました個人情報保護委員会というところには、もし情報漏えいがあった場合は届出をしなければいけないとなっていますよね。ここの委員会の中で、現在八女市として把握されているところで漏えいについてはどれぐらいの件数が出ているものなのか、わかりましたらお願いします。

○総務課長（馬場 解君）

情報漏えいの件数ということでございますが、ちょっと申しわけありませんが、今把握はいたしておりません。

○24番（松崎辰義君）

これが、ちょっと調べましたところ結構出ております。全部は私もわかりませんでしたけれども、今年度、平成28年度の上半期で――上半期といいますと4月1日から9月30日までですけれども、個人情報保護委員会に情報漏えいの報告受付がなされている分が49機関で66件、行政機関が2機関で3件、地方公共団体等が30機関で37件、民間事業者で17機関26件の漏えい受付があっているわけです。上半期でこれだけですから、1年を通せば100件は超えているのではないかなと、多分4月ぐらいになったら下半期の部分も出てくるかと思いますが、現在これだけ情報漏えいがあるということでは、我々は非常にこういう部分について、この制度の不安を感じるわけですけれども、その点どのようにお考えかお願いします。

○総務課長（馬場 解君）

今おっしゃられた情報漏えい、これがどういった原因で起きているのか、まずは把握をいたしまして、八女市でそういったことが絶対に起きないように対策を講じていきたいと感じております。

○24番（松崎辰義君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

私は、議案第1号 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

これは番号法の改正によるもので、先ほど説明がありました八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるものを初め、7つの事務をマイナンバーで行おうとするものであります。

手続の簡素化、迅速化においてはよいことかもしれませんが、マイナンバー法は導入の際にも申し上げましたように、情報漏えいの問題が大きく横たわっています。個人情報保護委員会が発表した今年度上半期の情報漏えい報告受付件数は、49機関66件にも上ります。

先進地のアメリカでは、2008年の1年間でなりすまし犯罪だけでも1,170万件も発生をしております。個人のプライバシーが守られない状況の中で利用拡大を進めることは決して許されるものではないと考えます。

政府は、来年10月から戸籍事務、旅券事務、預貯金番号、口座名義人の特定、現況確認等に係る事務、医療、介護、健康情報の管理、連携等に係る事務、自動車の登録に係る事務への個人番号の利活用を検討しています。個人情報がきちんと守られない、また犯罪を引き起こす温床となっている中で、大きな問題と言わざるを得ません。

このような理由から、反対の意を表明して討論を終わります。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 八女市黒木ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○3番（田中栄一君）**

私は、議案第2号 八女市黒木ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について、何点かお尋ねをいたしたいと思います。

今回の条例改正は、剣持・平野・枝折ふれあいセンター並びに田代地区多目的交流センターの用途廃止が盛り込まれております。

改正理由では、公有財産利活用検討委員会において見直しの方針が提起され、地元団体等と協議した結果、廃止及び無償譲渡することで合意したからということでございますけれど

も、この条例には、第1条に設置目的として、「地域住民の生活文化の向上を図り、住民の福祉の増進に寄与するため、黒木ふれあい施設を設置する。」とあり、第3条では、「地域住民のふれあいの場及び都市住民との交流のための施設の提供」、「地域の文化及び教養の増進並びに福祉の増進のための施設の提供」とうたっています。

剣持・平野・枝折ふれあいセンターの3施設は、平成11年から12年にかけて建設された極めて新しい建物であり、現在も地域住民の生活文化の向上を図り、住民の福祉の増進に大いに寄与している施設だと私は考えております。設置目的がある以上、公共施設利活用検討委員会で見直しをしたからといって、単純に用途廃止をすることはいかなものかと私は思っております。行政財産の用途廃止をする場合、目的を達成するか、あるいは施設が減価償却して使用できない状態になるまでは、行政財産として設置管理する義務が市にはあると考えますがけれども、市は何をもって用途廃止とされるのか。

当時、担当部長でありました、現在は公有財産利活用検討委員会の委員長であります中園副市長にお尋ねいたします。

#### ○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

平成22年2月1日に合併をいたしました。その後、非常に多くの類似施設を抱えるということになりまして、公共施設の見直しをしようというふうなことで、逆に議会のほうからも、委員の皆さんのほうから少し整理をするべきじゃないかという御意見も賜りまして、その後、市としましても、我々もそのような形で思っておりましたので、公共施設について一定見直そうということで議論を進めてきました。その中で、どういった施設が廃止できるのか、統合ができるのか、見直しができるのかということ市全体で支所まで含めて議論をしたところでございます。

そういった中で、当時のメンバーで議論をし、36の施設の見直しをしようということで決定をし、これにつきましても一定全員協議会の中で報告をしたと理解をいたしているところでございます。

その後、これにつきまして、今度は本当にこれでいいのかというところもありましたものですから、各施設を主に指定管理とかでお願いをしております団体、それから地元の方たちとそれぞれの関係機関が十分議論をし、そして一定理解をいただいたという中で、この今回こういった廃止をする。または地元のほうに無償譲渡していくという形で整理をし、提案をさせていただいておるところでございます。うちが性急にやったということではございませんで、確かに、過去この議論についてはしっかりやってきたんですけれども、できるものは早くやったし、やはり大切な施設であったものですから、地元との議論をし、なかなか話がかからないというところについては、御案内のとおり2年間の延長をこれについてはさせてい

ただいたところでございます。そのときにも、あと2年で結論を出しましょうということのうち、ほうも方針を立てておりましたので、今回そういった形でその2年間、平成27年度、28年度で議論をし、今回一定の整理をさせていただくということでございます。出発点は、やはり合併をし公共施設が多くなったということでございます。ならこれだけでいいのかということになりますけれども、今担当のところでは公共施設管理計画というのを策定いたしております。これはもう既に予算のほうでは皆さんから議決をいただいております、今進めております。八女市にとって、あとどれぐらいの公共施設がまだあるのか。これについては今後どれぐらいの、改修をするときには改修費がかかったり、新たに新築をしたりするときにはどれぐらいの経費がかかるのかということも全て今出しておるところでございます。

そういったのを見ながら、今後も引き続き八女市に合った公共施設の適正配置というのを考えていかなければならないだろうと、今予定をいたしているところでございます。

御案内のとおり、予算につきましてもだんだんと交付税の削減が始まっておりますし、人口も減っております。施設が多うございます。ただ、そうは言っても、合併して非常に多くの面積を抱えておりますので、ただ単純に予算との関係だけでいったらいいのかということもございます。地域性もあります。これだけ面積が広がっておりますから。そういったところも十分加味をしながら今後も進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

### ○3番（田中栄一君）

流れ等について、るる説明をいただきましたが、この用途廃止の方針を打ち出した公有財産利活用検討委員会、これは委員全員が部長以上になっておまして、市の職員で構成されたものでございます。

検討に当たっては、地域の現状等を十分御理解いただいているのかなという思いがありまして、視点として、財政の合理化、効率化のみの関係で用途廃止の方針が私は結論づけられたのではないかと感じております。今は合併によって類似施設が多数できたので、そういった部分の整理をしたというお話もございましたが、そういうことであつたのではなかろうかという疑念を私は持っております。

また、この委員会が利活用という名称を冠しながら廃止の方針を打ち出すと。利活用というのは、今現在利用されていないような施設についてどうてこ入れを行っていくかというふうに私ども考えております。確かに条例には、適正配置等のあり方を検討し、公共施設の統合とか、または用途廃止等により未利用となった財産の利用方針を決めるということもございますけれども、この施設のあり方に対する論点というのは、先ほど言われましたようなことだと思っておりますけれども、そこら辺についてさらにお尋ねをしたいと思っておりますし、また、行政財産の用途廃止については一定基準によって結論を導き出されるべきだと思っております。

その中で、用途廃止に関する基準、こういった要綱などがあるのかお尋ねいたします。なかったらすぐにでも基準を策定すべきではないかと思っております。

さらに、委員については、やっぱり外部からの地権者を加えて利活用方針を検討すべきではないかと考えておりますが、以上3点につきまして、庶務担当であります企画財政課長にお尋ねをしたいと思います。

**○総務課長（馬場 解君）**

まず私のほうから、用途廃止の基準、これはあるのかということでございますけれども、具体的な基準というものは現在設けておりません。今、議員から御指摘がありましたように、こういったものが適当なのかということは今後検討させていただきたいと思っております。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

委員会に対する外部委員の取り込みですかね、その関係でございますが、議員が申されましたように、今うちのほうで事務局を持っておりまして、委員については部長以上となっております。これが八女市内全域の公共施設を対象にして審議を全般的に行っております。それで、外部委員を入れるとしてどなたを入れたほうがいいのかとか、そういった議論が当初あったかどうかはちょっとわかりませんが、そういった議論は今のところしておりません。外部の方を入れると、例えば、整理統合していきたいと、庁舎内で考える施設についてもなかなか意見がまとまらないとか、そういったことも考えられてくるのではないかと思います。

ただ、この委員会内部で決めたことについてはきちんと担当課、所管課のほうで地域に持ち帰って、地域の方と十分話をした上で、こういった今回の議案の上程になっておりますので、そういった点は御理解をいただきたいと思っております。

**○3番（田中栄一君）**

今、地域に持ち帰って各担当部署で十分な説明をしたというお話でございますが、市の方針が地元には伝えられたときに、地元では市の施設として指定管理料を減額してでも現状のまままで継続いただきたいという声が大きかったと思うんですよ。今でもそういう声を聞きます。確かに、廃止までの猶予期間は2年間与えてもらったということなんですが、地元への説明というのが、無償譲渡をしますから地元で受けてください。受けていただいたら施設の簡易補修をいたします。受けていただけなかったら施設を別途処分します。予想するに、このたび用途廃止されれば普通財産になりますので、あとは処分は自由になるんですけども、そういうふうな廃止ありきではなかったかと思っております。地元との合意に至ったと言われますけれども、要するに地元は、市の要求を無条件で受けなければならないようなことではなかったかと思っておりますが、この点はどうお考えでしょうか。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

先ほど申しましたように、担当課のほうで地域に入っております。それで、当

然窓口は相手方の行政区長さんになろうかと思ひます。行政区長さんたちを窓口にしなから、担当課は十分話をしていただひておると思ひます。無条件かといひますと、無条件ではなくて、先ほど言われましたように、例へば、無償譲渡で受けていただけるならば、施設の改修とかどれくらいまで必要ですかというお話はしてきておりますし、その点につきましては、お渡しするまでに予算化をして改修をしてきておるところでござひます。そういったことで、地元のほうに納得をいただきながらやってきておるところでござひます。

### ○3番（田中栄一君）

この地元の説明会といひのは双方の言ひ分がござひますので、ここでとやかくは言ひませんが、私が地元から聞いた話を聞きますと、どうもそういう――極端な言ひ方をしましたけど、そういう思ひがあるんじゃないかと思ひております。

それから、先ほど36施設、検討委員会にかけられておるといひことでござひますが、これについては答弁は要りませんけれども、施設名と時期等がわかれば、今後この施設はどのうふうにといひのが、できたら結構です、後でお知らせをいただければと思ひております。

それから、管理運営費、今後用途廃止された場合に地元で当然無償譲渡されて管理されていかねばなりませんが、この管理運営費の関係でござひますが、平成26年度に行われました議会報告会では、東山地域ふれあいセンターの地元への無償譲渡に当たって、地元の負担が厳しく、管理運営に対する補助の要請があつておりますし、また、田代の活性化センターについても同様の意見があつております。大淵地区の施設についても、小学校統合後の地域の核となる施設として旧黒木町で建設されております。市町村合併によつて旧黒木町と地元が交わされた約束、契約、これが破棄されるのはおかしい。資産、負債は市に引き継がれており、約束は守るべきだといひ意見も出されております。

また、議案第12号で提案されておる辺春ふれあいセンターについても、この維持費が問題視されております。それらに対して、執行部からは無償譲渡の方向で協議中であり、引き続き地元行政区等と十分協議させていただくといひ回答をいただひておりますが、この問題は平成27年度の議会報告会でも同様の意見が数件ありました。これらの施設は、何らかの救済をしなければ、地元では将来にわたつて維持することが困難となり、いずれは施設そのものが放棄されるのではないか。そして、地域の核として機能してきた施設が消滅することによつて、さらに地域の過疎化が急激に進むことが危惧されると思ひます。管理運営費が地元負担を圧迫することへの何らかの救済策、例へば、指定管理料にかわる補助制度など、こういったものが考えられないのかお尋ねをいたします。

### ○企画財政課長（井手勇一君）

お答えいたします。

現在のところはそういう考えはござひませんが、そういった声を受けなければならないと

いうことでありましたら、また公有財産利活用検討委員会の中で議論はしていくべきだろうと思います。

**○副市長（中園昌秀君）**

この見直しにつきましては、あくまでも地元の方たちと、無償譲渡でお渡しするときには、それまでの間の条件といたしますか、先ほど課長が申しあげましたとおり、施設を改修しましょうと、あったら要望を出してくださいということで言って、一定の整理をしてお渡しをしているところでございます。したがって、その後の維持管理につきましては、地元のほうでお願いをするという形になろうかと思っております。

**○3番（田中栄一君）**

ということは、今後も補助制度というのはもう考慮されないと受けとめていいんですか。

**○副市長（中園昌秀君）**

現段階ではそのように考えております。

**○3番（田中栄一君）**

最後に、市長にお尋ねいたします。

合併後の実質収支額は、平成22年度で1,698,000千円、平成27年度で2,059,000千円と、毎年大きな黒字となっております。財政調整基金を初めとする基金総額は、平成28年3月末で22,475,000千円と着実に増加し、地方債現在高は28,111,000千円と年々減少しており、堅実な財政運営が行われているということは頼もしい限りでありまして、市長を初め、財政担当の手腕に敬意を表したいと思っております。

私も合併前に5年ほど財政担当職員として財源確保の難しさ、それから先行きの不透明感、それから不安感、こういった経験がありますので、財政の合理化、効率化という点では同調をいたしますけれども、地元の元気が失われるようなことをしてはいけないという思いもあります。

市長は一昨年から昨年にかけて、市長と語ろう出前講座で、大淵の各ふれあいセンターに行かれたと思っておりますけれども、このような地元の切実な思いを受けて、こういったことを言っているのかどうかわかりませんが、議案の撤回もしくは訂正、先ほど言われた補助制度は現段階では考えていないということなんですけど、そういった補助制度など、そういうことについてのお考えはないのかをお尋ねしたいと思います。

**○市長（三田村統之君）**

お答えをいたします。

今日まで合併をして6年間、さまざまな課題が山積する中で、私どもは、やはり将来のことを考えますと、次の世代にやはり財政的な負担、新たにこれだけスピーディーに市民の皆さん方、国民の皆さん方のニーズが時代の流れとともに急速に変化をしていく中で、どう

やって対応していくのかと。また、国の財源も県の財源も非常に御承知のとおり厳しい状況になってきておりますし、普通交付税も議員御承知のように年々減額がされてきているわけでございます、上陽町も含めれば、上陽町は御承知のとおり平成22年2月1日より3年前に合併をして、1市3町2村合併をしたわけでございますけれども、これだけの広域的な面積を持つ八女市が、しかも今日の高齢化、あるいはまたひとり暮らし、高齢者のみの二人暮らし、そして子育て、先刻から御質問、御要望もあっておりますけれども、さまざまな課題が広範囲の中で、私どもは他の平たん部の市と同じように、あるいはまたそれ以上に安全・安心な生活を営み、子どもたちが健全に生活をしていく環境をつくり上げていくというのは簡単なことではないと今後も思っております。

そういう観点から、財政基盤というのが極めて重要であるということを私は合併当初から考えてまいりまして、毎年、議員御承知のように10億円の基金を積み立て、そして公債費も年々10億円減額をしていくという目標のもとに、今日まで6年間やってまいりまして、計画どおりに私はやれたと。これは議会の皆さん方の御理解、市民の皆さん方の御理解があったればこそできているわけでございます。これからの状況については、議員も御承知のとおりだろうと思います。ただ、それぞれの地域で、それぞれの旧市町村で、やはりそこに住んである方々が目標、夢、やる気を起こす、活性化をしていく、そういうものについてはやはり当然投資もしていかなきゃなりませんし、思い切った事業もやっていかなきゃならないと思っておりますが、やはり将来のことを考えますと、この行政改革は当然進めていただかなければなりません。新たな住民の皆さん方のニーズに応えることと同時に、我慢していただくことは我慢していただかないと、これは行政が成り立っていかないと、私はこのように考えておるところでございます、これからもできるだけ地域の重要な課題については積極的な予算措置もしていかなきゃならないと思っております。

それから、もう一点でございますけれども、もう議員既におわかりのことだと思っておりますけれども、八女市中部衛生施設、処理場の処理施設の問題、これは近年では黒木と統合を当然しなければなりません。これにも恐らく、まだ具体的な数字は出てきておりませんが、やはり50億円、60億円の資金が必要になりますし、また、今議会で申し上げましたように――今議会だったと思っております（198ページで訂正）、庁舎の問題、議会の皆さん方にも行政棟とやはり分離している問題、駐車場の問題、さまざまな課題が、大規模な事業が残っておりますので、こういうことも議会の皆さん方の御協力をいただいてやっていかなければなりませんので、そういうことを考えてみますと、地域の皆さん方に大変な御無理を申し上げている部分もあろうかと思っております。本当に申しわけないという思いも片方ではございます。しかし、将来の八女市のことを考えてみますと、次の世代のことを考えてみますと、やはり我慢していただくところは我慢していただく、そして地域の活性化をしていく部分について

は積極的にやっていかなきゃならない、多種多様にわたった課題が山積する中で、これからも財源が必要になってくる新しい事業もございますので、いろんなことを考えながら、議会の皆さん方の御理解をいただきながら、これからも行政を進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○3番（田中栄一君）**

るる御説明いただきまして、今後、八女市が非常に大きな財源が必要だという中で、合理化、効率化を進めていくという点は十分私も理解をしておりますが、これ以上言いましても堂々めぐりの状態になりますので、これで私の質疑を終わります。

**○市長（三田村統之君）**

私の答弁で、庁舎の問題、発言申し上げたのは12月でございます。訂正をさせていただきますのでよろしくお願いします。（197ページを訂正）

**○12番（服部良一君）**

この件に関しては、ほとんど質問され説明を受けたので、もう理解をしましたが、1つだけひっかかっておる点がございまして、約2年ほど前、この無償譲渡を受けるか否かと、非常に悩まれて集会場に集まってあるところに説明しに来てくれんかということで立ち会ったことがあります。非常に苦しい説明をしたわけですが、そのときに、自分たちはもう譲渡を受けたいという話でした。それにかなうかなわなないかを計算されたら、電灯は何かLEDに変えとか、半分にすると管理ができる。あと修理とかなんとも地域の人たちで何とか出し合ってでもできる。一番できないのは浄化槽ということでした。

先ほど譲渡の場合の設備とかをやってもいいという条件を出されたと聞きましたが、そういうことに関してお願いはなかったのか、もしくはその浄化槽にはできなかったのか、そこだけ御質問して、私はもうそれで終わります。よろしくお願いします。

**○黒木支所長（藤田良徳君）**

お答えいたします。

カーテンの取りかえなど、いろんな要望が出ておりますけれども、浄化槽の件については要望は聞いておりません。

**○12番（服部良一君）**

譲渡を受けたいという気持ちは、2年前でしたけれども、非常に持ってあったんです。管理できないという数字を出されたのは浄化槽だけだったんですね。ですので、浄化槽に対しては何も向こうからの要望はなかったんですけど、当局は恐らく、私は聞いた話ですけど、あれが難しかもんというのは聞いたんですよ、ですから知ってあったはずですよ。そこはどうか。

**○黒木支所長（藤田良徳君）**

浄化槽の維持費がたくさんかかるということは、私どももちろん承知しておりましたし、地元でも思っていたんですけれども、今回の無償譲渡に関して、浄化槽の例えば、廃止であるとか取りかえであるとか、そういった要望はなかったということでございます。

○12番（服部良一君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○3番（田中栄一君）

私は、議案第2号 八女市黒木ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

確かに、八女市は自主財源比率が低く、普通交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況であることも承知しておりますし、頼りの普通交付税が合併算定替えの逓減や人口減による大幅な減額が予測されるため、公共施設の適正配置や経常経費の削減など、財政の合理化、効率化を進めることは理解できます。また、そうしていく必要があることも十分承知しております。

しかしながら、中山間地域の市民が今まで頼りとしてきた学校を初めとした公共施設が1つ、また1つと消えていくことは、高齢化、過疎化が進む地域にとってさらに追い打ちをかけるようなものであり、心の過疎を誘発してよいよ元気のない地域をつくり出す元凶であると考えております。

地元では、減額されてもいいから施設の維持費が地元負担をこれ以上に圧迫しないことを望んであるわけです。市の決算による実質収支額は、先ほども申し上げましたとおり、毎年大きな黒字となっております。財政当局の腐心に頭が下がる思いでございますけれども、そのほんの一部でもと願うのは地域のわがままでしょうか。

私は、今回の条例改正は、中山間地域の元気を根本から奪ってしまう懸念があることから反対を表明するものです。

○21番（森 茂生君）

私も今論議を聞きまして、施設が比較的新しいということのようです。私詳しく知りませ

んでしたけれども。そして、財政難、財政難と言われますけれども、いつも私申し上げますように、財政調整基金だけで100億円以上あります。そして、話を今伺いまして、どうも廃止ありきの論議で、たとえ2年間余裕があってもその論議で行ったような気がします。次に出てきます迎春のふれあいセンターについても同じような状況があるような気がしてなりません。

私は、以上の観点から議案第2号に反対を表明するものであります。

以上です。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 八女市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

提案理由の中に、被災自治体からの要望に基づくということで、今回この議案が出された背景は、今回の益城町の災害に関してこのような議案が出たのか、まずお尋ねをいたします。

○人事課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

熊本地震で甚大な災害を受けた自治体への派遣ということで、今、八女市のほうは益城町のほうに中期的職員派遣を行っております。それに従いまして、今回この手当が、国県はございますけれども、八女市においては未整備でしたので、今回新たに新設ということで提案をさせていただいているところでございます。

○18番（三角真弓君）

八女市も平成24年に災害がございましたので、本当に職員の方がそうやって行っていただくことは大変ありがたいと感謝いたしております。

今まで熊本地震の関係で、既に職員さんが行っていらっしゃると思うんですね。それまでに何人ぐらい行かれて、その行かれた方は、今回のこの条例に対しての調整をされるのか、そういった点をお願いいたします。

**○人事課長（石井稔郎君）**

今までには2名の派遣をしておりますが、1人は単身者でしたけれども、もう一名については配偶者もいらっしゃいました。それで、今回の単身赴任手当の新設の施行は平成29年4月からということになっておりますので、遡及の支給はありません。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

もちろんそこに4月1日ということを書かれていますので、ただ、今まで行かれた方がどうなるのかというのをちょっと心配したんですね。それと、この中には配偶者と離れて赴任する職員ということですけど、これは先ほどおっしゃいましたように、1人目の方、その方に対してもこの条例というのは該当になるんですかね。

**○人事課長（石井稔郎君）**

この対象者としては、配偶者がいる方、同居していた配偶者、それと、その方と別居して、そして単身で生活をするようになったという条件がございますので、もともと配偶者がいない職員については、この支給はございません。

**○18番（三角真弓君）**

この支給は、要するに支給をすることによって職員の方はそれだけ所得がふえてくるわけですね。そういうことに関しての課税対象ということはどのようになっていますか。

**○人事課長（石井稔郎君）**

手当につきましては、全て対象になるかとは思われます。

ただ、所得がふえるということについてでありますけれども、やはり実家がありまして、そちらのほうの生計も配偶者を残して営んでいかなければならない。そして、被災自治体に行って日夜たがわず仕事に従事しなければならないというところでの二重生活がやっぱり余儀なくされる、その負担を強いるということに対しましての単身赴任手当の制度だろうと思っておりますので、国県がございまして、近隣もございまして、このことについては、この新設の時期がいささか遅くなったかもわかりませんが、今回益城町に中長期的な派遣をするということ、八女市としては北部九州災害の恩返しという意味で考えておりますので、このことについてはやっぱりきちんと制度化すべきだろうということで、この新設をお願いするところでございます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

この条例自体は否定しておりませんし、きちんとしたものがなければ、大変な中で仕事をさせていただきますのでありがたいことだとは思っております。

ただ、どなたをどういう形で選んでいかれるのかわかりませんが、その方があちらに行かれた後のそういった担当の部とか課に対する調整はきちんとしていらっしゃるのでしょうか、もう最後の質問です。

**○人事課長（石井稔郎君）**

これはどなたを派遣するのかということですが、それについてはかなりやっぱり慎重に本人の適性、それから家族の状況、それから相手方の被災自治体のニーズなどを鑑みまして人選をするわけでありまして。それで、職場においてはその間、中長期的な派遣については欠員になりますが、それは職場内の協力ということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

以上で終わります。

**○9番（牛島孝之君）**

単身赴任手当の月額額は30千円と。（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下、交通距離という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に70千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）となっております。

この規定された距離というのはどのくらいでしょうか。

**○人事課長（石井稔郎君）**

加算額は、100キロ以上から2,500キロ以上までさまざまな段階があります。100キロ以上から300キロについては8千円の加算、ちょっと飛ばしまして、2,500キロ以上は70千円の加算となりますが、ただ、2,500キロといいますと、北海道を飛び越えていきますので、これは大方国の規定で準じていますから、海外赴任あたりが想定されているのかと考えられるところでは。

今回は益城町の派遣を考えておりますので、60キロから100キロ未満の30千円という額になります。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

今言われたように、国の規定に準じてしておると。すると、海外派遣というのが実際八女市職員でありますか。

**○人事課長（石井稔郎君）**

将来的に海外派遣があるかどうかについては、その可能性は否定できませんけれども、現在は益城町の派遣というのを想定してこの議案をお願いしておりますので、現状として、現段階としては想定していないとお答えするのが正しいかと思っております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

はい、わかりました。終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

この説明資料によりますと、消費税が10%に引き上げられた際にとのことですけれども、もしも仮に前回みたいに消費税の値上げ、税率の値上げが行われなかった場合はどうなるのかお尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

おっしゃるとおりに、この分につきましては国のほうで決まったものを地方税法等で改正があったものを市税条例の改正をするものでございますので、そういうふうに消費税がもし上がらないということになりましたら、また地方税法の改正等があるかと思っておりますので、それによって整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。

それから、制限税率、法人住民税（法人税割）の3.7%税率がマイナスになるわけです。これは当然税収が減ってくるわけですので、この3.7%引き下げになりますと幾ら税収が減るのか、お尋ねをします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

法人住民税（法人税割）の税率が引き下げになった分についてどれくらい減収になるかということですが、これにつきましては、平成27年度決算をベースに試算比較いたしますと、約79,000千円が減額となります。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

説明によりますと、地方交付税の原資とする。これをへずって国税であります地方法人税

をへずった分プラスにして地方交付税の原資とするという説明ですけれども、単純に考えますと、プラスマイナスゼロになるような雰囲気がありますけれども、現実的に地方交付税のシステムとしてどうなるのか疑問があります。もし仮にこのようなことになれば、地方交付税は減った分確実に八女市のほうに入ってくるという確証はあるのかお尋ねします。

#### ○企画財政課長（井手勇一君）

まず、地方交付税、普通交付税がどのようなものから決められるかといいますと、所得税、法人税の33.1%、それから酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額となっております。それで、地方法人税の全額というのが、この財源となりましたのは平成26年度からということになっております。

それで、国のほうの交付税の特別会計の入り口ベース、歳入のほうですね、これがどういったものからなされておるかという、国のほうの一般会計からの受け入れ、それから財政投融资特別会計からの受け入れ、それから今申し上げました地方法人税からの全額受け入れで歳入のほうが組まれております。それに対して出口ベース、歳出のほうは地方交付税、団体に配る分、それから地方特例交付金、それから借入金の利子の充当または借入金の償還に充てられるように記載がされております。

これを見てもみますと、地方法人税の全額ということは前々から変更ございませんので、地方法人税の額がふえれば、入り口ベースのほうで一般会計等の調整を出されて、出口ベースに対する調整をされていくものだと思います。

ですから、それが丸々減ったからふえるかという確証は持てないところでございます。

#### ○21番（森 茂生君）

恐らくそうだろうと思います。本来は、先ほど言われましたように交付税は交付税法でちゃんと決められているわけです。ですから、足りなくなれば、そっちの基本的な5税によって賄われておりますので、その税率を上げて国の責任で確保するというのが私は筋だろうと思います。わざわざ地方財源のほうにまで手を伸ばして、その財源をいじくって国に持っていき、そこでやりくりする。これは基本的に私はおかしいと思っております。

それから、このインターネットで見てもみますと、平成26年9月30日以前に開始した事業年度の法人税割額が14.7%となっております。それで、平成26年度に14.7%から12.1%に引き下げられたんだらうと大体想像しますけれども、14.7%の部分もこのような、全然ここには出てきませんけれども、その部分は一体どうなっているのかお尋ねします。

#### ○議長（川口誠二君）

11時15分まで休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○税務課長（堤 英利子君）

御質問の法人税割が14.7%から12.1%に2.6%減額いたしました分につきましては、先ほど企画財政課長がお答えしました内容で地方交付税のほうに算定されております。

なお、今回お出ししておりますものは、事業開始年度が平成31年10月1日からということになっておりますので。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ちょっと理解しにくいところがありましたけれども、現在14.7%で課税されているところも8.4%に全部下がるという考えでよろしいのでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

済みません、説明が悪くて。14.7%だったのは平成26年の10月よりか前の分に係る事業年度分だったんですね。その改正があったのが平成26年10月以降の事業年度分についてが、その14.7%が12.1%になって、現在12.1%でございます。この分が今度の平成31年度の事業開始分から8.4%のほうに3.7%減額されるという内容でございます。現在が12.1%でございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、このインターネットに載っている14.7%というのはもうない、全部12.1%に変更しているということで理解してよろしいんですね。

○税務課長（堤 英利子君）

そのとおりでございます。

○21番（森 茂生君）

できればインターネットのほうも早く変えとってもらいと間違いが少ないのかなと思っております。

制限税率を八女市はとっていますけれども、例えば広川町は制限税率ではなく9.7%です。ですから、近隣の市町村でいわゆる制限税率をとっているところはどのくらいあるのか、お伺いをします。

○税務課長（堤 英利子君）

この分は法人市民税の中の均等割のほうはうちも標準税率なんですが、こちらの法人税割のほうなんですけど、こちらは広川町とかほかのところというのは、はっきりと記憶がありませんので、ちょっとお答えできませんけど、この法人税割を全国で平成28年度の税率で、1,713団体ございますけど、標準税率をとっているところが42%でございます。残り58%に

つきましては何らかの超過税率で、おおよそがこの制限税率のほうを使っていたかと記憶しておりますが。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

制限税率、先ほど言いますように、広川町は9.7%でした。企業誘致をよく言われますけれども、非常に法人としてするならばデリケートな問題で、それはなるだけ税率は安いほうがいいということになるわけです。ましてや、固定資産税に至っては八女市は6.5%でしたかね、済みません、ちょっと宙に出てこない。通常よりかなり高い税率がかけられております。ですから、企業誘致をよく言われるなら、もう少しここら辺の制限税率、あるいは超過税率については見直しをされるほうがかえって私はいいような気がしてなりませんけれども、ここら辺の考え方はどのようにされておりますか。

**○税務課長（堤 英利子君）**

今おっしゃった固定資産税の標準税率が1.4%、八女市の場合1.6%をとっておりますので、これにつきましては、何度も議会のほうで標準税率に戻したらどうかという御意見はいただいておりますけど、その折にもやらなければならない課題が八女市のほうたくさんございまして、その財源としては、どうしても現段階では外せないという内容でお答えをしております。

同じように、法人税割も確かにおっしゃるような考え方はあるかと思っておりますけど、同じような理由で、ちょっと今のところ超過税率、制限税率となっておりますが、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

最後になりますけれども、これに影響を受ける法人数はどれくらいあるのか、お尋ねします。

**○税務課長（堤 英利子君）**

議案第7号資料2の、2、法人市民税関係というところで中段に表のほうをつけておりますけど、法人側から見れば、例えば八女市の税金、県の税金は減りますけど、税率が減りますけど、国税であります地方法人税がその分がふえるということで、法人に関しましては実質は一緒ということになります。

今言われたのは、超過税率に関して、制限税率に関して八女市に法人数が幾つあるかという質問ですかね、済みません、それは今持っておりません。申しわけありません、資料として。

**○21番（森 茂生君）**

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（森 茂生君）

議案第7号に反対の立場で討論を行います。

この改正案には賛成する項目もありますけれども、次のような理由により反対をします。

まず第1に、この改正案は消費税率が10%に引き上げられることを前提としていることです。2番目に、この改正案は消費税率の引き上げに伴い地方交付税の交付団体と不交付団体との間で税収の格差が一層大きくなるという理由で、法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、その引き下げ分は、国税である地方法人税率を引き上げ地方交付税の財源とするというものであります。この改正により八女市の税収は減少します。しかし、減収した分は地方交付税として八女市に還元されるような気はしますけれども、それは錯覚で、確実に還元される確証はないと思っております。

本来、地方の財源であります法人住民税の法人税割の一部を国が取り上げ、本来みずからの責任で確保すべき地方交付税の財源に回すというやり方は到底認められるものではありません。地方交付税の財源は所得税、酒税など国税五税の一定割合で確保するよう法律で決められております。財源不足は法にのっとり国税五税の税率を引き上げ確保するべきであります。国は、その責任を放棄し、地方固有の財源に手を突っ込むようなやり方は、地方分権に逆行するだけでなく、中央集権を強めるものであると思っております。

以上の理由により、議案第7号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定に反対するものであります。議員の皆さんの御賛同をよろしく願いして、討論にかえます。

○8番（伊井 渡君）

私も議案第7号に関しまして反対の立場で討論いたします。

やはり車というものは仕事に買い物に、それからドライブ、レジャー、そういった遊び等におきまして本当に必要なものであると存じます。しかし、なかなか普通車クラスになってきますと取得も高い、買うのにも高くなる、また、それ以降の経費もかなりかかってくるということで、やむなく軽自動車に乗っておられる方が多数おられるのではないかと存じます。

また、そういった軽自動車に乗ってられる方も、なかなか新車は買にくいということで、中古車なんかを利用される方々が多数おられると思います。そういった方々に対し、今回の環境性能割という新しい軽自動車税をかけられますこと、当事者におきましても、市民の皆様方の納得は得られないと存じます。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市製茶技術研修工場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 八女市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

これは、平塚住宅、納楚住宅、榎町住宅、当然八女市の昭和30年代ですか、古い住宅があるから、そこに住んである方を動いていただくと聞いておりました。今回、もう一棟できて、平成29年からしますということですが、現在、平塚住宅、納楚住宅、榎町、室岡まで含めてかもしれませんけれども、古い住宅に現在住んでおられる方がわかったら、お教えてください。

○都市計画課長（末次隆治君）

お答え申し上げます。

現在、移転予定の軒数は10軒ですね、10世帯ございまして、平塚につきましては、今年度完了して、あと納楚、榎町ということになっております。その10軒のうち8世帯が蒲原住宅のほうに移転していただく計画になっているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

今言われました10世帯あって8世帯は動いていただくということになっておりますけれども、当然あと2世帯動いていただかないと跡地利用がきちっとできないと思います。あと2軒の方については、当然説明会等々は行われておると思いますが、可能性としてどう

でしょうか。あと2軒の方、動かれる可能性があるのか、今当然説明会をやって意見等が出ておると思いますが、それはどのような考えでしょうか、お伺いします。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

あと2軒のうち1軒につきましては、市営住宅以外の部分ということで今お話をしております。また、もう一軒につきましては、お願いを続けているというような状況でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

当然、八女市の今からの跡地利用といいますか、いろいろな計画、当然地元も関連してきますけれども、そういうともありますので、ぜひその1軒の方に誠意を持って八女市も相談に乗っていただいて、ぜひ動いていただけるように頑張りたいと思います。

以上で終わります。

**○18番（三角真弓君）**

今の入居状況ですね、それと、今回非常に感じるものが、県営、市営ですけれども、しょうがいをお持ちの方のそういう公営住宅の利用がなかなかできにくいという点があるんですけど、今何世帯ぐらい入居してあって、しょうがい者対応の、今改めて聞くのもちょっと、最初から聞けばよかったんですけど、今の時期になってこういうことを聞くのも申しわけありませんけど、しょうがい者の方が入居して困らないような部屋のつくりになっている部屋というものの対応というのはあるのか、この2点をお尋ねします。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

お答え申し上げます。

当該住宅につきましては、購入の段階からいろんな形で議論をさせていただいたわけでございます。現状といたしましては、平成28年度に、1階と2階については古い住宅からの住みかえということで、あと3階以上につきましては、新婚であったり子育て世代の方に入居というようなことで、入居を進めてまいりました。現時点では、3階から上、全て、40戸入居をしていただいております。

南棟、今回条例で40戸を追加させていただきますが、その中で1階部分につきましては、移転される方が非常に高齢な方が多いものですので、そういった対応で1階に入っていただくとともに、8戸ございますが、その4部屋ですね、4戸につきましてはスロープを設けまして入居していただくというような形をとっております。

そういったことで、新しくしょうがい者の分までは現時点で確保はできませんが、そういったことに利用できるという形での整備を1階に4部屋ずつ、北棟につきましても4部屋そういった部分を用意しております。あと2階以上の分については、また新たな一般募集をしていきたいと考えております。

**○18番（三角真弓君）**

今回は、この議案に対してほかのことは言えませんが、全体にしょうがい者の方、対象者がいなくなっても出られなかったり、いろんな八女市全体で課題もごございますので、そういう対応も今後は、この蒲原住宅にいたしましても考えていっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 八女市辺春ふれあいセンター条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○21番（森 茂生君）**

先ほどの黒木のふれあいセンターなどと大体似たようなものでありますけれども、私は、地域の方々が納得したからこのような条例が出てきたんだろうと考えておりました。一応幹部の皆さん方に話を聞きましたら、「本当は反対ばってん、しょんなかけ」というようなことが本音のようです。どのような意見が出たのか、お尋ねをいたします。

**○立花支所長（井上武明君）**

お答えいたします。

その件につきましては、地元の辺春地域振興会議、この方々とお話をしておるところでございますけれども、無償譲渡でもらわれるか、またはもらわれないかというお話をしておりますけれども、結果的には無償で譲渡するという形になりまして、地元の方とは御理解をいただけているということで考えておるところでございます。

**○21番（森 茂生君）**

いろんな話をする中で何が、1年間か2年間延びましたよね、何かがあったからだろうと思います。そいけん、どのような意見がその中で出されたのかをお伺いしているわけです。

**○立花支所長（井上武明君）**

お答えいたします。

先ほどからも出ていますように、いわゆる維持管理の問題ですね、これがやっぱり一番の問題とは思いますが、今まではいわゆる指定管理料を出しておりますから、それで賄ってございましたけれども、今度からそういうのがなくなりますので、そこが一番問題だろうと思っておりますけれども、最終的には無償で譲渡の了解をいただいたということでございます。だから、そこら辺の問題については話が出ておるところでございます。今後どうしていくかとかですね。そういうことで、いわゆる振興会議として収入を得る分、何かの収入を得るようなことを考えていかななくてはいけないなというような話も出ておるところでございます。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

私もお尋ねしたら、維持管理ということで、浄化槽が約80千円、それで、みそ加工をしておりますので、あの冷蔵庫の維持管理がかなり、三十数万円とかかかって、ちょっときついというような話を聞きました。それで、やっぱり一生懸命やっています。

先ほど支所長が言われましたように、ある程度営利目的もやっておられますので、できれば、例えばみそをつくっておられますので、以前一回申し上げたことがありますけれども、学校給食なんかに使っていただけんかという話をしたことがあります。しかし、学校給食会とかいろんな問題があって結局は実現しませんでしたけれども、やっぱり廃止するからには何らかの応援を考えていただきたいと思います。

1つは、1つ危惧するのは、平成30年に農協の上辺春支所が廃止になります。ということは、残るのは郵便局ぐらいで、そこに教育長がおられますけれども、一度に中学校1つと小学校2つを廃止してもらいました。こんな極端な話が辺春で行われておりますし、今度そういう状況。ましてや農協の支所も廃止になる。ということは、いよいよもって過疎化が進むわけです。ですから、そこら辺の政策として、八女市が持っている政策として地域を活性化するにはどうすればいいのかという観点で物事を考えていただかないと、目先のそろばんだけはじいてもらってそういうやり方すると、周辺部はますます疲弊して活性化どころか廢れていくばかりだろうと思っております。

ですから、そこら辺の自然豊かな環境で明るい住みよいまちとは口では言いますが、やっていることはどうもそのようなことになっていない気がしてなりません。ここら辺の長期的な展望、あるいは過疎対策としての位置づけ、そういう観点からこのような施設をどう捉えているのか、もう自分たちでやりなさいと言われていたようなものですが、何らかの対策を逆にとらにゃいかんわけです。私はそう思っています。その点の政策的なものの捉え方としてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

#### ○副市長（中園昌秀君）

今、辺春地域全体としてどう考えてあるのかと、考えていつているのかというような御質問でございます。

御案内のとおり、合併をしたときに、辺春地区につきましては、確かに今言われますように、上辺春小学校、それから下辺春小学校、確かに廢校に（「中学校もです」と呼ぶ者あり）そして、辺春中学校ですね、3つが確かになっております。これは合併したときに引き継ぎました。この施設の利用につきましても、御案内のとおり、上辺春小学校につきましては古賀病院ですかね、地域の医療を非常に希望してあったので、市としても何とか地域医療がないので、各地域のほうに、医療機関のほうに募集をかけてお願いをし、今それが実現したところでございます。

それと、下辺春につきましては、御案内のとおり、福祉施設が、民間ベースのほうであり

ますけれども誘致をすると、これはもう旧立花町からの要望でございました。それと、辺春中学校につきましては、御案内のとおり、竹の関係で、それぞれ活用をしていただいております。

このように、市としましても何もかんも廃止をしておるということではございませんで、地域の皆さん方の意向をしっかりと酌み取りながら学校の跡地、そういったのについては利活用をさせていただいておるところでございます。

ただ、今回は、辺春のふれあいセンターにつきましては、確かに今、議員申し上げられましたとおり、一生懸命地元のほうでみそをつくってあるというようなことでございます。そういった施設については、民間ということもありましようけれども、利活用といった面では、そういった方たちがNPOのほうで利活用してありますので、全体的な公共施設を検討する中で、そちらのほうで管理していただくという方針になったわけでございます。

したがって、何もかんも市が廃止をしておるということじゃございませんで、そこそこについては一定こっちのほうとしても、地域が疲弊しないように計画をしておるところでございます。

先ほどの黒木の中でも出ましたけれども、非常にこの公共施設の統廃合については意見が出ております。しかし、市としましても、なるだけその地域が、先ほど申し上げたとおり疲弊しないように、例えば大淵地区でございますと、大淵小学校の跡はきちんと、今げんき館おおぶちという形で市としても工事をやりましたし、そういった形で市としてもそこそこ地域が疲弊しないような形で考えて施策について打っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○21番（森 茂生君）**

もうこれ以上言っても堂々めぐりですので言いませんけれども、1点だけお尋ねしますのは、施設の無償譲渡という施設ですので、そうした場合、土地がついているかと思えます。土地はどのようになるのか、お尋ねします。

**○立花支所長（井上武明君）**

お答えします。

土地の分についても無償譲渡という形になると思えます。

**○21番（森 茂生君）**

無償譲渡ということになれば、当然登記簿も変えて所有権も移るということで理解してよろしいのでしょうか。

**○立花支所長（井上武明君）**

そのとおりでございます。

**○21番（森 茂生君）**

そしたら、いよいよもう引き合わんからということで売ろうかという話に仮になった場合、売れんことはないかと思えます。売るなどか、そういう条件とかはついているのかいないのか、お尋ねします。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○総務課長（馬場 解君）

譲渡した後の制限ということでございますけれども、今のところ当該施設は行政財産でございますが、当然処分する際には普通財産に転換をして処分することになると思えます。

市のほうで普通財産の処分要綱というのを設けておまして、その中で、譲与した場合は10年間は売り払い、それから交換等、そういった所有権の移転なんかはできないということで規定をしているところでございます。

○21番（森 茂生君）

さっきの話では、所有権移転するというような話ではなかったですかね。10年間はできないという、ちょっとさっきの支所長の話では。

○総務課長（馬場 解君）

済みません。ただいま所有権を移転した後にその方が売買される、その期間が10年間はだめですよと、そういうようなことでございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。所有権移転しても10年間は売ったりしちゃけんですよということですね。ついでに聞けということですので、土地登記するときの登記料、これ結構かかります。どちらが持たれるのか、どうなっているのか、お尋ねします。

○立花支所長（井上武明君）

その経費については、市のほうで持つような形になります。

○21番（森 茂生君）

以上です。

○9番（牛島孝之君）

ちょっと今んとは訂正していただかないとですよ。普通役所がする場合には、当然嘱託の方がおられますので、登記はします。ただし、登録免許税等々においては買い主負担だと思えます。訂正してください。

**○立花支所長（井上武明君）**

今おっしゃっている分は登録免許税とか、そういうのを含めてだと思うんですけども、その分につきましては、当然地元のほうで支払っていただく形になりますけれども、その分に見合う分につきましては、市のほうから地元のほうに対策として持つということでございます。

**○3番（田中栄一君）**

1点だけお尋ねします。

この施設は今NPO法人の辺春振興会議が事務所と、それとみそ加工処理施設ということでされておりました。先ほど来より10年間の制限があるという中で、こういう加工処理施設については当然資金源等々、そういう部分が非常に回転しないとうまくいかないと思いますが、ここら辺の経理について安定というか、そういう維持管理費については大変難しいという話なんです、経理の部分で10年間安定的というか、この施設を維持できるというような見込みはありますか。

**○立花支所長（井上武明君）**

さきの見込みというのは、はっきり今こうですよということは確かに申し上げることはできませんけれども、今まで移譲する中で地元と団体と話をしていく中では、先ほども申し上げましたとおり、維持していく費用が問題だということは私どもも認識をしております。その件につきましては十分話をしておりますけれども、今おっしゃるように、みそ加工をやっておりますけれども、その販路拡大ですとか、そういうことを検討をこの先していかなくてはいけないという話をしているところでございます。

だから、経費の面については、そういうところで地元なりにやはり頑張ってもらって、費用を何とかできるようにやっていくという考えで持っていていただいているようでございます。

**○3番（田中栄一君）**

そういった部分で行政サイドもそういうふうと考えてあるということでございますので、一応行政支援をそういった販路拡大等について手厚くしていただきたいということで、私の質疑を終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○21番（森 茂生君）**

私は、本議案第12号に反対の立場で討論を行います。

先ほどもるる申し上げましたとおり、辺春地区は中学校、小学校2つがなくなり、そして、平成30年には農協の支所まで廃止の予定です。ですから、公共施設なり本当のものは郵便局だけになってしまうわけです。ですから、廃止するどころか、何らかの対策を私はとらにゃいかんようなときに廃止をするというのは到底納得できるものではありません。

以上のような理由で、本議案第12号に反対をするものであります。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○9番（牛島孝之君）**

整備計画の変更内容について、道路改良だと思いますので、当然幅員なのか、延長なのか、あるいは側溝整備なのか、そういう内容がわかりましたら、お教えてください。

**○建設課長（江田秀博君）**

お答えいたします。

2路線ございまして、新規路線が市道開線というのがございまして。こちらは国道442号と主要地方道浮羽石川内線を結ぶ路線でございまして。こちらのほうも大変狭小な道路でございまして、幅員を改良するというところでございまして。

それからもう一点は、既に平成23年度から進めております市道蕨原鳥越線でございまして。こちらにも同様に主要地方道浮羽石川内線と今の市道開線を結ぶ道路でございまして、平成29年度までの計画で、現在幅員を広げて進めているところでございまして。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

幅員の拡幅ということでお聞きしますが、現在、平均幅員、あるいは計画幅員わかりましたら、お願いします。

**○建設課長（江田秀博君）**

市道蕨原鳥越線につきましては、5.5メートルへの幅員改良でございます。それから、市道開線につきましては、幅員6メートルへの改良でございます。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

わかりました。終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○24番（松崎辰義君）**

提案理由の説明を見ますと、この貸付金の借受人及び連携保証人が死亡をしていると、それから、相続人も借りておられて、平成25年度に債権回収不能として県の住宅新築資金等償還推進助成事業の対象者となっている。強制執行で不動産競売を行ったが、まだ負債が残っているために財産放棄をするものということになっているようですが、これを読んだだけではなかなか内容的にわかりづらいものですから、ましてや、金額的には18,611,023円という大きな金額であります。じゃ、この事業の対象となって幾ら返ってくるのかも含めて、その経緯を御説明お願いしたいと思います。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えいたします。

この件につきましては、債権者が平成19年2月17日に死亡をいたしております。それと、

連帯保証人である母が昭和61年11月14日に死亡されております。また、唯一の相続人、弟さんが、回収が困難な債務者として住宅新築資金等償還推進助成事業の対象者となっております。その後、強制執行による不動産売買申し立てがなされまして、平成27年4月22日に売却を決定しております。以上の条件によって住宅新築資金等償還推進助成事業の対象となる事例でございます。

平成27年度に住宅新築資金等償還推進助成事業補助金として9,780千円を平成28年4月19日に受け入れております。住宅新築資金等償還推進助成事業につきましては、回収が困難な債権に対しての助成であることから、本会議に未償還額13,040,557円の債権放棄の議案を上程し、債権の放棄を行い、不納欠損を提案するものでございます。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

ということは、先ほど言われましたように、平成28年にこの補助事業が決定して9,780千円が補助事業として入ってくるということはわかりましたが、平成28年の4月といいますと、1年ほど前ですけれども、これは結果的に今の段階でしかこういう財産の放棄というのとはできないのか、もう少し早くできなかったのかと思いますが、今される理由といいますか、今しかできないのか、その件について少しお話をお願いします。

**○議長（川口誠二君）**

午後1時まで休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えいたします。

随時提案することもできますが、例年、年度末に一括して提案をしてくれているものでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

年度末に提案をするということですので、その年に提案をするということだろうと思いますので、それはわかりましたが、競売をされて、そのお金というのは八女市に幾らか入ったんでしょうか。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えをいたします。

新築資金として貸し付けておりました。この新築資金、宅地代につきましては、308,789

円でございます。それと、土地代につきましては638,872円が取り立て額として八女市に入りましたので、特別会計で消し込みをいたしております。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

そして、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業として9,780千円ということですが、貸し付けの元金といいますか、貸付金からすると74%が返ってきているということになりますが、これはそういった収入も含めて計算されるものであって、74%が返ってくるというわけではないということになりますかね。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

金額につきましては、新築資金の不納欠損額が7,470,091円でございます。それと、宅地資金の不納欠損額が5,570,466円でございます。この不納欠損額の合計13,040,557円に対しまして4分の3が補助率となっておりますので、9,780千円が補助金となったものでございます。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○24番（松崎辰義君）**

これも似たような案件ではありますけれども、競売できる不動産もないと、それから、裁判所が選任した財産管理人により時効の援用が申し立てられた。時効が来ても援用が申し立

てられないと消滅しませんので、そういうことになったんだと思いますが、いわゆる管財人が入られて、こういうことで、結局は、最終的には補助対象にならなかったということなんだろうと思いますが、若干違うので、これもちょっと経緯をお願いしたいと思います。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えいたします。

このケースにつきましては、債務者が昭和62年7月5日に死亡をされています。六男を除く借受人の相続人及び連帯保証人の相続人全員が相続放棄をし、六男が本件貸し付け債務を単独で相続をしたケースでございます。その後、連帯保証人である六男の方が平成16年1月11日に死亡をされました。六男の相続人が不在のため、平成24年6月22日に相続財産管理人が選任をされております。遺産である宅地が1筆残っておりますが、競売により負債に充当できる不動産ではなく、今後債権を回収できる見込みがないため債権放棄を提案するものでございます。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

大体の経緯はわかりましたが、不動産が家、土地とも競売にかかるようなものではないということになっているんですかね。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えいたします。

家屋については、廃屋となっておりますので、家屋のデータがありません、収納のデータがですね。土地につきましては、データがありますので、この土地については競売の対象になっておるものでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

じゃ、土地は競売にかけられたということになりますかね。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

平成24年ころから相続財産管理人が不動産仲介業者を通じて売却を試みていましたが、全く買い手が見つからない状況でございました。そうこうしておるうちに、本件不動産は雑木が生い茂り、未登記の建物は朽ち果てて、いつ倒壊してもおかしくない状況であるところ、  
—————〔発言取り消し〕—————、雑木の枝が隣の家倉庫に垂れかかるような状況になっていて、隣の家から苦情が出ておるケースでございます。本件不動産につきましては、早急に更地にしてしまう必要がありました。

以上のような状況で、相続財産管理人から有限会社に対して本件不動産上の雑木や建物を撤去して更地にすることを条件に買い取ることができるという回答を得られておるケースでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

結局は、建物を壊して更地にして、それを買い取ってもらったということだろうと思えますけれども、結局、お金にならないような状況ではなかったかと察するわけですが、これは平成24年に財産管理人ができておりますが、もしこうなっていなかったら、これも補助対象になるのでしょうか。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

このケースにつきましては、今現在この対象にはなりません。というのが、この財産管理人が選任されたときに時効の援用を申し立てられました関係で、この事業には条件にはのらないというケースになったものでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

財産管理人が時効の援用を申し立てたということはわかりますが、経緯の中で、財産管理人が入らなければできなかつたろうと思っております。

こういういろんな事案がある中で、こういう滞納をどう、滞納といいますか、整理をしていくのかというのは非常に重要なところだろうと思っております。このまま永遠、整理しなければなくなっていくわけですから、いろんな形で整理をしていかなければならない事案だとは思っております。

これは以前も申し上げましたけれども、やはりこの制度の問題点というのは、いわゆる一般の金融機関から借りられない人に貸し付けるわけですから、本来返済能力がどうなのかというところでの非常に問題もある中での貸し付けだったと思っておりますし、こういう制度をつくった国の責任というの大きなものがあると思っております。

私たちも地域人権連は毎年国と交渉をやっておりますけれども、やはりこういうものに対して援助していく、また、ハードルを下げていくことをいつも要請しておりますので、行政もそういう部分、国に対してそういったものをぜひ要望しながら整理を続けていただきたいと思っておりますが、最後に答弁をお願いします。

**○人権・同和政策課長（城後徳博君）**

お答えいたします。

この貸付金の回収につきましては、本年度各家庭訪問を滞納者の方及び相続人に会って話をしておるところでございます。この家庭訪問時に回収業務とあわせて貸付人とか相続人の方に、この住宅新築資金等償還推進助成事業の対象になられる方については積極的にこの事業にのせていくように話をしていって、解消に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

対象になられる方にするのは当然のことですけれども、やはりこういうものに対して国に対しても積極的に対応をしていただくように、やっぱり一定国の責任もあると我々も思っておりますので、国に対してもやっぱりそういう要望を上げていただく必要があるんじゃないかということを申し述べて、終わりたいと思います。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 財産の無償貸付けについて（旧辺春中学校）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 財産の無償貸付けについて（星野荒茶加工施設）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 きりかぶ）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 びそん）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 財産の無償貸付けについて（星野農産物直売所 清流）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 財産の無償貸付けについて（農産加工センター 星の里）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 市営土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告がっておりますので、質疑を行います。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づいて質問を行っていきます。

山村滞在施設整備工事費でありますけれども、これにつきましては、以前からいろいろ質問も行ってきたところですので、その続きとなるかと思っております。

コテージを建てられるということで、まず、今回コテージの数ですね、どのようになっているのかお願いをいたします。

○企画財政課長（井手勇一君）

コテージの数でございますが、7棟を予定しております。

○24番（松崎辰義君）

コテージが7棟と、それに管理棟が1棟とは聞いております。それで、以前からお話をする中で、いわゆる高級なコテージだと、高級という概念がどういうものかなかなか難しいんですが、今までの話を要約してみますと、戸建てであると、そして特色を持った、まさにここにしかない特徴のあるもの、具体的にはなかなかわかりませんが、それから、矢部

の木をふんだんに使った建物と、そして一戸一戸が、いわゆる7棟ですね、7棟がそれぞれ特色を持ったものだと思いますけれども、具体的に、じゃ今後、もうすぐ大体建てられる設計は終わっているんだと思いますので、どういう特徴のあるものなのか、それから、何をもちって高級とされているのか、その点、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

なかなか難しい質問でございますが、7棟のそれぞれのつくりといたしますか、それを概略申し上げますと、2人用が4棟、それから4人用が3棟ということで、まず計画をしているところでございます。

特徴でございますが、例えばお風呂に、浴室といたしますと、グレードの高いユニットバスを使う部屋もございますし、あるいは現場打ちといたしますか、石張りですね、そこで現場打ちでつくるお風呂など、お風呂についてもそれぞれの棟で分けるようにしております。

それから、リビングにつきましても、普通の板張りのリビングがある部屋と、それから中には、これは2棟ほどになる予定でございますが、土間のリビングがある棟、そういったことでございます。

それから、トイレはもちろん広いトイレでございますが、それから場所が、敷地が広くとれるところにつきましては、浴室を少しだけ離れに持っていった棟もございます。

細かく言えば、いろいろきりがいいわけでございますが、ソファーにいたしましても、それぞれの家具とか、そういったものにつきましても、一応高級志向のものを使っていくということで、よそから矢部に見えられて、特に中高年齢層をターゲットにしておりますので、ゆったりした気持ちで休んでいただけるつくりを現在考えておるところでございます。7棟それぞれ形の違うコテージを考えているということでございます。よろしく申し上げます。

**○24番（松崎辰義君）**

少しわかってきましたが、結局それぞれがほかよりはグレードの高いものということだろうと思っております。それを本当に高級感あふれるかどうか、来られた方が判断されるんだろうから、なかなか高級なのかどうかというのは非常に難しいところだろうとは思いますが、今聞きますと、2人用が4棟——失礼しました。もう一回、4人用が3棟、2人用が4棟でしたっけ。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

4人用が3棟、2人用が4棟の予定でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

ちょっと前に戻りますと、以前は、先ほどどういう人たちに来てもらうのかということでは、中高の年齢層だと言われましたが、以前は答弁の中で、子どもや孫たちと家族ぐるみで

一緒にゆったり3日間、あるいは夏休み1週間、自然の中でさまざまな体験をしながらゆとりを持って過ごしてもらおうと。そういうものも、これは全てそうするというのではないと思っただけですが、そういうものも当然あるものだと思っただけですけども、2人用、それから4人用、まさに家族、それから夫婦、親子、いろいろあっても、言われた子どもや孫たちと家族ぐるみでとはならないと今思っただけですね。ですから、以前はこういうふうに言われていたのが、どういう論議の中でこういうふうに変わっていったのか、その点についてお尋ねします。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

ちょっと説明が足りなかったみたいです。2人用とか4人用とか申しましたけど、棟の中のスペースに余裕がございますので、寝室以外のところに、和室とかに布団をひいたりベッドを持ってきたりして、4人のところでも6人泊まれるとか、そういったふうにはできるようになっています。ですから、じいちゃん、ばあちゃん、親、それから孫、孫2人なんですけど、そういった形で家族で泊まることは可能でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

大家族は別として、三代といえ、夫婦、親2人、子ども2人、三代、6人は十分泊まれるということだろうと思っておりますので、それについてはちょっと安心をしたところです。

食事についてはどうされるのか、以前はつくってもらう話も若干あったかと思いますが、この間聞く限りでは、ちゃんと用意をするみたいな話ですけども、食事の関係はどうされるのか、それからどういう食事を提供していくのか、いわゆる高級リゾートといいますと、高級コテージの中で、非常に食事についても楽しみに来られるかと思うわけですね。ですから、ここでの食事の提供というのはどのように考えておられるのか、総合的にお願いをいたします。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

以前、これは八女本舗でアンケートをとりましたときに、利用してみたい食事の提供方法はということでお聞きをいたしております。そのときに、食事用の建物に移動して食事をしたいという希望が7割弱ございました。また、八女市内で指定管理施設を任せております経営者の方にも意見をお聞きしたところ、宿泊棟とは別に食べる場所を準備したほうがいいとか、それがもう今は当たり前になっているような御意見もいただいたところでございます。また、数日間滞在することになった場合にどんなことをしたいですかという意見にも、中高年の方の答えが多かったんですけど、やっぱり何もしたくないと、のんびりしたいという方が多かったです。そういった意見がございましたので、先ほど議員も言われました、

これは新年度予算のほうになるわけですが、管理棟のほうをつくりまして、そこで受け付け時と退却時の受け付け、そういったことをしてもらうところと、それから各棟の食事する場所をきちっと設けまして、各宿泊棟別に、お客さんが座るところをきちっと隔離して管理棟の中に設けまして、そこで食事をとっていただこうと現在施設のほうとしては考えております。

この中で、料理をどうするかにつきましては、料理長なりを雇ってやっていく方向で現在支所のほうを中心に考えていただいていると思います。

#### ○24番（松崎辰義君）

管理棟で食べてもらうというか、それは一つはアンケートの中でお客さんの要望として、いわゆるコテージではなくて、違うところでちゃんと食べたいということを反映してそういう形をとられたのだらうと思いますから、それはそれとして、ちょっと気になったのが、今何もしたくないと、せっかく休みに来たんだから、ゆっくりしたいという意味だらうと思っていますので、そんなに何もしたくないを強調しているわけではありません。ただ、非常に気になるのが、そういうお客さんが、ゆっくりしたいというお客さんが見える。ところが、この施設に関しては、体験もしていただくんだという一つの考え方があるわけですね。地域の方との交流、それから農業体験、自然体験もやっていただくんだということを以前申されております。そこら辺の整合性といいますか、いわゆるお客さんはゆっくりしたいんだと、そういうことで来られるし、料理は別の棟で食べたいんだと。でも、つくる側としては地域との交流を考えているわけですから、それについての今後の進め方というのはどのように考えておられるのか、お願いします。

#### ○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

今、設計をしてある段階で、建設は来年度ということで、オープンまでにまだ時間がありますので、しっかりその辺の協議は今からやっていきたいと思いますが、当然自然がいっぱいです。それで、そういう自然の体験とか、農業体験とか、そういう体験はいろいろなメニューも用意していただいて、それを希望されるお客様についてはそういう体験もありますよという御紹介になるかなと思っております。

それと、あと地域との交流ということで、これもまだ具体的に今からですが、これはちょっと私の意見ですが、一回矢部で食事したときに木こり歌を歌って食事したりしたんですよ。非常にそれが心が和んで、ゆったりした気分になりましたので、そういうことが可能かどうかというのは今から検討ですが、食事をしながらそういうのをちょっとやったりとか、そういうことも考えられるのではないかとということで、これは今からできるかできんかということで協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

#### ○24番（松崎辰義君）

今、商工観光課長がこれからだと申されましたけれども、ちょっとおかしいんじゃないかなど。というのは、アンケートを随分前にとられて、そういうお客様のニーズというか、ゆっくりしたいんだという一つの大きなニーズがある。と同時に、こちら側としては、市側としては、先ほど言いましたように、自然体験、農業体験をやっていただいて地域との交流もやるんだということを、これは平成27年、一昨年9月議会の議事録ですけれども、一昨年そういうことを言われている。そこをどうしていくのかという考え方は十分今までの時間の中で考えなければならない、今からの議論じゃなくて、今までに考えなければならないことではなかったかと思うわけです。今までそれについてどういう話し合いをされたんですか。

#### ○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

この矢部の山村滞在施設の今後の活用と申しますか、こういった形でお客さんを呼び込んでいくのかというところの議論だろうと思います。これにつきましては、先ほど企画財政課長のほうが申し上げましたとおり、1番はこういったニーズがあるのかというときに、やはりゆっくりしたいよという方も当然いらっしゃいます。ゆっくりしたいのは、もうそこで料理とかつくらずにといった方も当然ありますし、それだけでは恐らくお客さんは全て埋まるということは私たちも当然考えておりませんで、そんなら、そこで埋まらないところをどうするのかといったときに、今まで議論してきたように、やはり矢部の地域の特性を生かした中でいろいろな体験ツアーを組んでいこうということで話を申し上げたのは事実でございます。

これについては、どの時期にこういったことをやっていくのかということは、今の段階ではまだ詳細については上げておりませんが、例えば春ですと、ワサビづくりとか、桜餅づくりとか、お茶摘み体験ですね、こういったのも、今プランとしても考えられますし、夏になりますとヨモギのまんじゅうづくりとか、蛍の観賞ツアーとか、ヤマメ釣り体験とか、秋になりますと、もみじ狩り、柚子ごしょうづくりとか、甘酒づくりとか、ちょっと冬が今のところ、いろいろ考えておりますけれども、そういったプログラムを今のところ項目としてあるんじゃないかと、そうすると、今後は、そんならそれをどこで具体化していくのかということになりますけれども、これについてはいろいろな旅行会社等とも当然呼びかけていきたいと思っておりますけれども、たまたまうちのほうで、恵まれたことに、FM八女の事業部の中に観光事業部門を持っていますから、そういった中で、具体的にはまだ詳細な話はしていませんけれども、そういった体験ツアーをぜひ、旅する茶のくに週間とか、そういったプログラムの中に、ここを活用したものをに入れていただく、そういったことで今後していこうと予

定をいたしております。

幸いなことに、もう矢部のほうでも、ちょっと指定管理の問題はこっちに置きまして、いろんな形で取り組みを既にされてあるところもございます。少し矢部としてもこういった形で今から施設をつくりますよということいろんな方に話をされておりますけれども、そういった中では少し反応もあっているみたいで、ぜひ自分も行きたい、もしいろんな体験があったらぜひ声をかけてくださいとか、そういった声も少し上がっているように聞こえておりますので、そういった面においては少しずつ、遅いじゃないかとお叱りを受けるかもしれませんが、我々としてもオープンに向けて少しずつ議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

#### ○24番（松崎辰義君）

詳細については今からだということですが、それと、いろんな企画と申しますか、こういうのをしたらどうかというのは持っている。じゃ、地域からもそういう声も上がっているんだらうとは思いますが、じゃ、具体的にそういう話をどのようにされてきたのか。

いわゆるこの企画ができて、どう言ったらいいのか、グリーンツーリズムじゃないみたいですが、いわゆる農業体験、自然体験をどのようにしていくかという話し合いは、具体的に地域のどういう会議を持たれて何回されたのか、その点をお伺いいたします。

#### ○矢部支所長（江田伸一郎君）

お答えいたします。

矢部地域のことで、地元の意見として。

今この指定管理がどうなるかわかりませんが、財団法人秘境柚の里、それから商工観光課、企画、それから支所、それから関係者寄りまして、今の柚のさとの物産交流館もどういった形でしていくのかということずっと練ってきました。それと同じように、今後議決いただかないと正式にはできませんけれども、随時そういった話をさせていただいております。

また、先ほど副市長のほうからイベントの開催なんかずっとしておりますけれども、実際県と連携しまして、実は先ほどワサビづくりというのがありましたけれども、年間を通じて四季折々にいろんな体験をしたいということで、支所と秘境柚の里も話し合いながらしております。実際やっているところでもあります。実際4月3日（235ページで訂正）土曜日に、福岡のほうからバス1台でワサビづくり体験に来ていただきました。ちょうどワサビの花が咲く、本当に1年間のうちちょっとだけあるんですけど、珍しいんですね。ですから、実はアンケートもちょっととってみましたけれども、大変珍しい体験をさせていただいたと。ぜひこういった体験を、そういった長期間にもやりたいというアンケートもたくさんありまし

たので、一部持ってきたところです。

いずれにしても、四季折々にいろんな体験をしながら、待つとってもお客様は来られないと思いますので、今の柚のさとであれば、通り客が寄られるかもしれませんが、今度は宿泊施設ですので、じっとしとっても来られないと思いますので、たくさんイベントやそういったツアーなんかも組んでやりたいと考えているところです。

以上です。

失礼しました。訂正させていただきます。3月4日の土曜日に、46名程度バス1台で来られました。(234ページを訂正)

以上です。

#### ○24番(松崎辰義君)

いろんな企画それぞれやっておられるようですけれども、この間、企画財政課のほうに行きまして、いわゆる建てる前に地域とどういう話し合いを進めているのかということをお聞きしました。これは企画財政課のほうだけなのかもしれませんが、どういうものを建てていくのか説明会を2回行った。説明会は行政区長会、それから、そこが敷地のある第5区の皆さん、そういうふう聞いております。

ですから、一番私が心配するのは、地域の方々と今後これを活用してどういう矢部のまちづくりを、そして、どういうものを具体的にやっていこうかという話し合いを、いわゆる私が再三申し上げてきましたけれども、グリーンツーリズムを中心にしたまちづくり、そういうものの話し合いをやらなければならなかったんじゃないかなと、それがどうも聞こえてこない。それを非常に不安に思っているわけです。

先ほど来、この議事録、一昨年9月の議事録ですけれども、このとき今の中園副市長がこういうふうに答えられております。「グリーンツーリズムの取り組みということでございますけれども、これにつきましては、先ほど議論をいたしておりますとおり、矢部の竣工の事業を今から取り組んでいく中で、地元の方たちと今から議論をしながら、一体何ができるのか、グリーンツーリズムという観点から、そういったところを議論しながら事業の推進を図っていきたいと考えているところでございます」と言われました。

ですから、このグリーンツーリズムという観点から、どういう話し合いを何回、どこで、どういうメンバーでやったのか、お願いします。

#### ○矢部支所長(江田伸一郎君)

矢部支所管内でのことでよろしいでしょうか。先ほど言われたとおり、地元、要するにあそこの地区の方の説明会を2回ほど行わせていただきました。特に反対はなくて期待していると、できれば道路の整備が、ちょっと狭いからそれもやってくれればありがたいということでした。

それから、行政区長さんについては、随時説明をいたしております。当然議決前でありま  
すので、公表できない部分もありましたので、昨年の11月あたりから造成のイメージをつく  
りまして、こういった形になりますよといったら、特に先ほども言いましたように反論もな  
くて、期待していると、区長さん方はですね。やっぱり自然、歴史、体験を含めて地域の宣  
伝に十分使ってほしいという声が区長さんからは出ました。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

時間がありませんので。それは矢部としてわかります。市全体として、この事業だけでも  
350,000千円、実質的にはもっとかかるだろうと思いますけれども、これだけの財力を投資  
してやる事業です。八女市全体としてどういう議論を進めていくか、これが非常に私は重要  
だろうと思っております。

もう時間がありませんので、あとは今度の平成29年度の予算の中でまた質問をさせていた  
だきたいと思います。

終わります。

**○議長（川口誠二君）**

24番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、  
これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審  
査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く25人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。  
今回はいかがでしょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

それでは、先例に従いまして、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査いただきますようお願いをいたします。

暫時休憩します。2時5分まで休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま人権・同和政策課長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

議案第15号の中で、「—————〔発言取り消し〕—————」という発言を取り消させていただきます。

○議長（川口誠二君）

お諮りいたします。ただいまの発言の取り消しの申し出については、会議規則第62条の規定により、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、人権・同和政策課長からの発言の取り消しの申し出は、これを許可することに決しました。

議案第24号 平成28年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第25号 平成28年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成28年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成28年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成28年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成28年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成28年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成28年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件であります。議案質疑の通告があつておりますので、質疑通告の順に従い順次質疑を行います。

11番角田恵一議員の質疑を許します。

○11番（角田恵一君）

じゃ早速、さきの質疑通告によりまして質疑をさせていただきますが、今回私、一般会計の当初予算の中で、2款1項、5目財産管理費の中で、特に旧北川内小学校校舎等解体工事

費について幾つかちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず最初に、質疑通告に上げておりますように、予算計上までの経緯についてということの中で、ひとつ確認を幾つかさせていただきたいと思いますが、まず、この旧北川内小学校の築何年たっておるのか、それと、取り壊し面積及び構造、それと現在の旧北川内小学校の維持管理費として年間大体どれぐらいあるものなのか、維持管理費として。

それと、ここの分の補助金及び起債関係も含めて法的な部分の中のクリアはどうなっているのかというのが1つ。

それと、この旧北川内小学校は財産の位置づけとしてどうなっておるのか、行政財産なのか普通財産。

以上、まずこの点について予算計上までの経緯という一環の中でお願いしたいと思います。

### ○上陽支所長（井上 明君）

お答えいたします。

まず、経緯のほうから説明を申させていただきます。

旧北川内小学校の校舎につきましては、平成23年度に上陽中学校横に新校舎を整備いただいております。平成24年から利用がなされていないような状況でございます。平成27年度に補助金の返還義務はなくなるということでございます。

これらにつきまして、地元で協議がなされました。その折に、改修して利活用すべきという意見と解体して利活用すべきという意見に分かれたところでございます。こうしたことから、地元では広く地域住民の意見を聞こうということで、平成27年の12月に1,015世帯を対象にアンケート実施がなされたものでございます。

アンケート内容につきましては、まず、「改修して利活用すべきか」、2番としまして、「解体して利活用すべきか」、3番目が「わからない」ということと、あと「跡地利用についてどういうアイデアがあるか」というようなアンケートでございました。そのアンケートの回収率につきましては72%でございまして、「改修して利活用する」という意見が26%、「解体して利活用する」という意見が50%、「わからない」が24%でございました。このアンケート結果をもとに地元で協議がなされた結果、施設を解体して利活用するという方針が決定されました。その旨、市へ要望が出されたということでございます。これを受けて市では、この施設が老朽化している。防犯上の観点からも解体することが適当であるということで、平成29年度の予算が計上されたものでございます。

建築年度でございます。昭和47年2月に建築されております。つくりにつきましては、鉄筋コンクリートづくりでございます。面積につきましては、2,449平方メートルでございます。

年間の維持管理費でございます。これにつきましては、電気料、浄化槽の維持管理費、夜

間警備等で、平成27年度で1,451千円でございます。

財産区分でございますが、これにつきましては、まだ補助金の返還義務が残っていたというようなことで、行政財産のほうになります。それで、議会の議決がおりまして、それから普通財産に転換して解体工事に移るというようなことで考えているものでございます。よろしく申し上げます。

**○11番（角田恵一君）**

この確認した中で、幾つかちょっと状況を再確認させていただきたいと思いますが、昭和47年に建築されたこの校舎について、旧上陽町時代になるかと思うんですけれども、耐震とか合併浄化槽も含めて新たに設置とかという分がされたと思うわけですけれども、現段階において、今の旧北川内小学校というのは耐震構造上耐えられるという部分でそのまま来ておるということで理解しとってよろしいんですか。

**○上陽支所長（井上 明君）**

お答えいたします。

耐震工事につきましては、平成17年度に行っております。このほかに給食室の改修が平成16年度に行っているということで、10年を経過しているということで補助金の返還義務はないということしております。

**○11番（角田恵一君）**

経緯部分の確認はさせていただきましたが、先ほど上陽支所長のほうからも随時、あとの地元協議との関連も含めて、アンケートの問題もちょっと答弁してもらっておりますが、いただいた資料では、昨年12月にまちづくり協議会によるアンケートを旧上陽町全世帯に行ったということで、回収を3月にやって、集計をしてということになると思いますけれども、ここの段階で、当然前段には、きょうの午前中でも議論がなされておりましたけれども、公共施設等のあり方の課題というのがあって、ここの旧北川内小学校については早急に解体するという方針があり方委員会の中で出されておったと思います。そういったことを受けて、そういうアンケートの実施なんかが出されたと思うわけですけれども、その段階で、先ほどの数字そのものを幾つか出されましたけど、それを受けて執行部として、今回解体の方針を固めたという部分の中に、先ほど老朽化の問題も含めてあったわけですけれども、その段階で、ただ単にアンケートだけの判断によるものなのか、また、地域づくりも含めて、そういった地元の協議会等との会議等、どういうふうな形で重ねられて、こういう今回予算の計上に至ったものなのか、その辺が回数も含めてわかるなら、お願いしたいと思います。

**○上陽支所長（井上 明君）**

お答えいたします。

先ほどアンケートの調査項目について説明を申し上げました。その結果が、アイデアとし

て、町内外の活動拠点機能ということで、多目的広場の利用、あと駐車場が、公民館、農業活性化センターで、農業活性化センターは400席ございますが、駐車場が公民館だけでは足りないというような状況でございますので、いろんなイベントとかにも使われるような駐車場の要望が出ているところでございます。

アンケート結果で50%が解体して利活用すべきというようなことの判断に至るまでは、結構論議を重ねたところがございます。その中で、施設の状況ですね、1つそれがございました。外壁が、今、旧北川内小学校の中には学童保育がございます。その中で外壁が落下するというようなことで危険であるというようなことが1点ございました。あと内部につきましても、屋上が防水の劣化等があって、中にちょっと雨漏りがしているというようなことがございました。そういうことで、アンケートの結果と、今施設の状況とかを踏まえまして、最終的には、よりアイデアがあったようなところで利活用したがいいというようなことでの方針が決まったということでございます。よろしく申し上げます。

#### ○11番（角田恵一君）

いただいた資料では、昨年10月に地元から要望書という形の中で、この取り扱いについて出されたとなっております。

今、その要望書の中身を推察するに当たっては、今、支所長が言われたそういうアイデアとかの部分で、あとの利活用の部分も、跡地利用の活用についてはあとちょっとお尋ねしたいと思っていますけれども、1つ考え方として、今回の解体を前提にどういう考え方かというのをお聞きしたいんですけど、これも私、旧上陽町の方からお聞きしたんですけども、既に旧上陽町は小学校6校、中学校1校というのが廃校されておるわけですけども、そういったときの歴代校長の写真であるとか、卒業生の写真、また、各学校の備品、そういったもの等の旧北川内小学校に集める予定であったといった中で、それは1つは、廃校になった各学校の卒業生がふるさとに帰ってきたときに、いろいろな部分をそのまま処分ということにはならないからということで、旧北川内小学校に集め——ちょっと私も今集まっているかどうかわかりませんが、今後解体をした場合、こういったものについてはどういうふうな考え方があるのか、また、住民からいただいた寄附とかもそれぞれ小学校にもあるし、旧北川内小学校にもあるかと思えます。そういう展示も含めて、今後どういう部分で対応されていかれるのか、お願いしたいと思えます。

#### ○上陽支所長（井上 明君）

お答えいたします。

まず、各学校の、今、北川内小学校の中に存在します各元の小学校、校旗等がございます。これについては、当然学校のほうで保管すると、北浜学園のほうで保管すると。それと、あと生徒の写真とかもございます。これにつきましても当然北浜学園のほうで保管をしていた

だくということで、あと歴代校長とかの写真については、また地元の各小学校のところの跡地関係に残っておるところもございます。それについては、こういうことで解体するということが適正に保管できるようなことを考えていきたいと思っております。

それとあと、農機具とか郷土資料がございまして、これにつきましては、文化振興課が担当課でございます。これをどうするかということで、まず地元と所管課である文化振興課と、それと支所で適正に保管できるようなことを考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

**○11番（角田恵一君）**

地元との協議は調ったという前提のもとに、今回予算計上がされておることによって理解はしたいと思っております。

ただ、午前中の段階でもいろいろなほかの分野の公共施設のあり方等について議論がされておったと思っておりますけれども、支所長が言われたアンケートに基づいた部分のアイデアといえますか、地元の考え方という分では、現段階では、この解体後の跡地活用、これは具体的にはどういう形でいくわけでしょうか。この解体後の跡地活用についての、住民からそういうアンケートを通しながらアイデアも出されたということも聞きましたので、その辺を含めてお願いします。

**○上陽支所長（井上 明君）**

お答えいたします。

先ほど地元からの要望ということで、アンケートの結果につきましては、多目的広場ないし駐車場が多かったということで、支所のほうとしては本庁のほうにそういう要望を一緒に上げていったということがございます。この本庁のほうとしましても、地域住民の意見を十分に検討して跡地利用に当たるということで回答を得ているところでございます。よろしくお願いいたします。

**○11番（角田恵一君）**

ということは、現段階では明確な利用方法というのはまだ決定していないということによって理解していいんですかね。

**○上陽支所長（井上 明君）**

明確には今決まっております。

**○11番（角田恵一君）**

地元の方からすれば、確かに今、北浜学園のほうのグラウンド等も含めていろいろなイベント等をする場合は、あそこが駐車場になったり、いろいろな形の中で本来のグラウンドとしての機能を果たしていない部分があるとも聞いております。そういった中で、子どもたちに及ぼす影響等も懸念されると。そういった中では、駐車場を別途という部分もありますし、

また逆に今の施設そのものをいろいろな形の中で有効に活用できないものかという思いの方もおられるかと思いますが、私自身は今回の予算に反対するものではございませんけれども、1つ確認なんですけど、これ解体する場合は今の浄化槽も一緒に掘り上げてやるわけでしょうか、考え方として。というのが、返答前に、例えば多目的広場という形の中で仮に駐車場兼用で解体をしたときに、屋外トイレとか、そういったものが仮に設置に必要な場合とかになると、改めてまた浄化槽を設置するということじゃなくて、今ある、何人槽かわかりませんが、そういった部分を利用したほうが経済的な部分もあるかと思いますが、もし、現段階では目的ははっきりしていないという考え方ですけれども、いろいろな状況を判断したときにできるだけ安い経費の中で解体も含めて、後々利用できる、そういったもの考えることも必要ではないかと思うわけですが、その辺の、今回の13節に設計費も組んでありますが、この中にも解体は、浄化槽も引き上げるということがあるならば、もう一考、考えていただけないかなと思うわけなんですけど、その点についてはいかがでしょうか。条件があるかどうかはちょっとわかりませんが。

**○上陽支所長（井上 明君）**

お答えいたします。

今、浄化槽の関係は、多目的に使う場合、利用できないかというような御質問でございます。

実を言いますと、運動場の、北浜学園のグラウンドのところにトイレはございます。それとの両面を考えて、設計の段階のところで、設計の今の積算の中には浄化槽までとるというようなことで計上はなされておりますが、そういうことも考えて対応をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○11番（角田恵一君）**

いずれにしても、あとの跡地利用、活用というのがこれから先、地域の活性化にもつながってくると思います。ただ単に駐車場だけということになるとどうかなど。そういった意味で、御存じのように、あの周辺エリアを見てみますと、特に蛍の時期になりますと上陽周辺ではホテルと銘茶まつりとかも実施されておりますし、また、ほたと石橋の館でありますとか、いろいろな施設等もあのエリアの中にございます。そういった中で、あそこにはJAもございますけれども、結構厳しい、道路状況も含めて厳しい状況でもあるわけですね。そういったことを地域の方たちが将来的にそこだけの考え方じゃなくて、やっぱり中心地の活性化を含めた、そういった部分で旧北川内小学校の解体に伴う分の跡地利用というのはやっぱり考えておられると思うんですよね。そういったことで、ただ単に面的な部分だけの整備だけじゃなくて、そのエリアを含めたところでの有効活用というのをぜひ、再度またこれから先予算、議決後の執行は執行として行っていただくとしたいと思いますけれども、その後の分

を視野に入れたところで地元の協議等も含めてぜひやっていただきたいと思うわけですが、この点については、支所長というよりは本所の担当部課長はどなたに、考え方としてどうですかね、じゃ、中園副市長よろしいでしょうか。

**○副市長（中園昌秀君）**

昨年の10月に地元のほうから確かにこの要望が出ました。その中で、いろいろ議論する中で、今回御提案をいたしておりますように、まずは旧北川内小学校の解体をやるということで今進んでおります。ここをやるときに、先ほど支所長も申しあげましたとおり、まずは駐車場に使おうと、それも1つは、今、上陽北洺学園のほうのグラウンドがどうしても駐車場を兼ねますので、かたいグラウンドになっておると、旧北川内小学校のほうを解体することによって、そちらも駐車場としてある程度使うということになれば、小学校のほうのグラウンドもある程度改修をやって、本来の土に戻してやって子どもたちの膝に負担のかからないような学校のグラウンドとして活用もしていきたいなというようなことを考えておるところでございます。

ただ、申しあげましたとおり、エリアというところで考えたときに、その旧北川内小学校の周辺まで含んだというふうな今お考え方でございますけれども、これについてはいろんなことが含まれておりますので、早急に結論が出るということにはまだならないと考えています。ただ、当面やれることについてはやっていこうということで今臨んでおるところでございますので、今、議員が御質問なされております件につきましては、もう少し時間を要することになるだろうと思っておりますのでございます。

**○11番（角田恵一君）**

最後でございますけど、いずれにしても、予算執行に当たっては、先ほど言った経費の将来的な部分を含めて計画の中を見通した中でできるだけ経費等で抑えていただきたい部分と、あと二重投資にならないような部分の方法も考えていただきたいということを最後に要望しまして、終わらせていただきたいと思えます。

**○議長（川口誠二君）**

11番角田恵一議員の質疑を終わります。

19番井本政弘議員の質疑を許します。

**○19番（井本政弘君）**

19番井本でございます。今回、議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算について4点質問をさせていただきます。

まず、予算書のページ、若い順番に従って4点通告をしておりますけれども、質問の内容の関係上、順番を少し変えて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、通告の2番です。2款1項8目、13節委託料、高齢者運転講習会業務委託料として

336千円、それから全体の安全対策ということで、議案の資料につきましては5,729千円という予算が上がっております。この講習会のまず委託先、それから講習会の内容、それと高齢者に向けた対策費、ほかに何かあるならば説明をお願いします。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

御説明申し上げます。

ただいま井本議員のほうから2款1項8目、13節の委託料、高齢者運転講習会委託料についての御質疑ございました。

最初の質問でございます委託先はということでございます。

やはりこうした講習会に関しましては、専門的な知識、そして、いろんな器具等が必要でございますので、現在考えておりますのが市内の自動車学校でございます。

委託費の内訳でございますが、大体1人頭7千円強の1回当たり講習費を見込んでおりまして、48人分の委託料を予算計上させていただいているところでございます。

全体で高齢者の、高齢者に限らず交通安全の事業といたしまして、この5,000千円以上の金額が入っておりますけれども、一番この中での費用といたしましては、交通安全協会の負担金が一番大きなウエートを占めております、交通安全対策費に関しましてはですね。予算審議資料の11ページに計上しております金額については、その金額が一番大きな金額でございます。やはり交通安全協会等を通じまして、高齢者に限らず市民の交通安全の意識啓蒙を行うとして、事業費としてはその金額を計上しておるところでございます。

**○19番（井本政弘君）**

ということは、高齢者の安全運転に対する対策費というのは、この講習会のみということで考えていいんですかね。

**○防災安全課長（石川幸一君）**

高齢者に限定したという形になりますと、個別に上げていますのはこれになりますけれども、先ほどから申しました交通安全協会の負担金でございましたり、市が独自でやります啓発事業、啓蒙事業等にござしましては、高齢者に限らず全市民を対象としておりますので、そうしたことで御理解をお願いしたいと思っております。

**○19番（井本政弘君）**

今回、この項目を質問に上げさせていただいたのは、実は一昨日の三角真弓議員の一般質問、最後に出ましたけれども、高齢者の安全運転の対策について質問がございました。くしくも私もそういう観点から今回質問を上げております。というのは、若者でも高齢者でも車に乗る限りはいつ事故に遭うかわからない、事故を起こすかわからない。一旦事故を起こせば、これは人生が変わってしまうような大きな事故もあるということです。ただ、高齢者については、年々、日々体力が衰えていくということが当然わかっておりますし、高齢者

の事故というのは毎年毎年ふえております。

実は、これはNHKのテレビ放映で、数日前にあっておったものです。熊本はいち早く看護師を配置しているということだそうです。そうした中で、ある高齢者が、これは夫婦で更新に見えておったんですけれども、どうも体力的に危なそうだということで、その看護師が面談をしました。少し機能のテストですね、それをやってみたと、どうもおぼつかないと。じゃ、シミュレーターを使って、運転のシミュレーションをしてくださいと、それに応じて、その方はシミュレーションをされました。ところが、実際そのシミュレーションの中でスピードの調節ができない、それから何回となく中央線をはみ出して危険な状況が生まれたということで、その看護師さんから運転免許証の返納をしたらどうですかという提案があった。やはりこれはなかなか難しい。全国でも2.8%ということで一昨日も報告があっていましたが、そうした中で、なぜかといいますと、やっぱり自由がきかない。運転免許証を返納すれば移動する自由がきかない、手段がないというようなこと、これが一番だそうです。

実際、久留米市が今回、平成29年度予算の中で、自主返納をされた場合に30千円タクシー代を補助するという予算計上がなされているようですけれども、そういう方法もあるだろうし、八女市にとりましては、これはすばらしい、乗合タクシーの運行を行っておられます。ただ問題もあります。いろいろまだまだ改善しなければならない部分があるとは思いますが、こういうのも使って移動手段を確保していただく。そのための、例えば回数券の配布とか、こういうのもあるだろうと思うんですね。

ですから、ただ単に講習会をして喚起を促すというだけではなくて、こういうことまで含めたところでの対策というのがもう必要になってきていると私は思うんですけれども、こういうことについての協議はなされているのか、お尋ねします。

**○議長（川口誠二君）**

井本議員、ちょっと一般質問になっているみたいですので、議案質疑でございますので、どうぞよろしくお願ひします。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○防災安全課長（石川幸一君）**

御説明申し上げます。

御質問の委託料の中にはそうした経費が入っておりませんので、今後の要望として聞く反面、こちらの今の状況を少し説明したいと思います。

県内のそうした自主返納に向けての動きがあっているのは確かでございます。我々も今回、平成29年度の予算には計上はしておりませんが、今そうした協議もしているところでございます。そうした制度なり予算等、協議が調いましたら、また皆様に御提案を差し上げたいと思っております。現在は事務的な協議をしているところでございます。

**○19番（井本政弘君）**

この件につきましては、一般質問になりかけたようですので、もうこれで終わります。

次に、通告書の4番ですけれども、10款5項2目、15節工事請負費、これはグリーンフィールド八女、サッカー場、天然芝の立派なサッカー場ですけれども、ここを利用する方のためのクラブハウスを建築するという予算でございます。この目的というのが、大規模なサッカー大会、それから合宿、サッカーチームの合宿とかに十分応えられるような形にしたいということだそうなんですけれども、まずお尋ねしたいのは、今までこのクラブハウスがなかった状態で大きなサッカー大会とか合宿があっただけなのか、まずそこをお願いします。

**○スポーツ振興課長（池田孝治君）**

お答えいたします。

グリーンフィールド八女の利用状況をちょっと申し上げさせていただきます。

まず、平成27年度の実績でございますけれども、利用状況につきましては、少年、中高校生サッカーチームですね、この利用が大体7割でございます。ほとんどが大会の運営でございます。あと3割が大学と社会人チームの大会等の利用ということでございます。それから、7割が子どもたちの利用ということになりますので、このサッカー場も設置目的が地域活性化というのもございますので、市としましては、やっぱり社会人、大学等の大型大会を誘致したいと、そしてまた、並行してプロ等のサッカー合宿も実施したいということでございます。主な大会としましては、社会人のチームが九州大会を年1回するぐらいで、ほとんど八女地域の近隣の小学生の大会がほとんどでございます。

以上でございます。

**○19番（井本政弘君）**

大規模な大会がどの程度なのかというとも疑問ではあるんですけれども、私が今回、これも質問のテーマとして上げましたのが、合宿をするときに、私も若いころはスポーツをしていましたので合宿の経験があります。それで、例えば1週間とかまとまった日にちの中で、もう朝早くから夜遅くまで、食後も夜遅くまで練習をするというのが合宿の大きな目的ではなからうかと思うんですね。その場合に、これは中園副市長と以前立ち話で話していたんですけれども、ナイター施設がないと合宿はできないんじゃないかと思いましたが、そういうところまで含めた検討がなされているかだけをお尋ねします。そこまで結構です。

**○スポーツ振興課長（池田孝治君）**

大型サッカー場を有するからには、国際大会等を開く国際基準がございます。その国際基準を申し上げますと、FIFA、国際サッカー連盟の規格のフィールドが2面ありまして、それもいずれも天然芝でなければならないと、そのうち、2面以上の1つは夜間練習もできる照明施設がなければならないと、あと1つは、フィールドに連続してトイレとかシャワー室、更衣室を、そういう設備がなければならないというのは3つの規格がございます。当然、

八女市としても今後国際大会等を目標としていけば、必ずその3点セットはカバーしなければならないと思っております。

しかしながら、まず先ほど言いましたように、現状を見てみますと、まず利用者が着がえるところがないと、汗をかいてもシャワーがないと、非常に利用者に不便がられております。ですからまず、大会を誘致しようと、そのためにはクラブハウスを設置しようということで、順番的には今回クラブハウスを設置しようということでございます。

以上でございます。

#### ○19番（井本政弘君）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次行きます。番号の1番ですけれども、2款1項6目、19節負担金補助及び交付金ということで、まずマイホーム取得支援事業補助金21,100千円というのが上がっております。これの少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

#### ○地域振興課長（松尾一秋君）

御説明いたします。

マイホーム取得支援事業補助金は、新築取得補助と中古住宅取得補助の2通りでございます。

まず新築でございますが、市内に新築等をした方に取得する家屋の固定資産税相当額を3年間補助をする。また、転入世帯、あるいは新婚世帯、子育て世帯に対しては一時金を加算していくということでございます。

それから、中古住宅の取得支援補助金につきましては、市内に中古住宅を購入された方に対して経費の5%を補助するもので、これは上限額がございますけれども、上限100千円になってはいますが、またこれに対しても転入世帯や新婚世帯、子育て世帯に対して一時金として、転入でしたら200千円、新婚世帯、子育て世帯でしたら100千円を加算するという制度でございます。

以上です。

#### ○19番（井本政弘君）

私が今考えておりますのは、自治体間の競争ですね、自治体間の競争、私はあるべきだと思っております、そうした中でこういう政策が出てきたのかなと感じたものですから、お尋ねしております。

それで、転入者、市外から転入される方、それから今まで八女市に住んでおられて、その方がこういうこと、新築をしたり増改築をしたり、住居を確保されるといった場合に、その差というか、はあるんですかね。ちょっと理解できなかったんですけど。

#### ○地域振興課長（松尾一秋君）

まず、新築のほうで説明申し上げますと、新築をする際に建てられた、購入された住宅に

対する固定資産税3年間を補助するというのとは一緒でございます。それに加えて、一時金として別途転入の場合は200千円、あと、これは転入じゃなくても構わないんですけども、新婚世帯、もしくは義務教育未満の子どもさんを育てている世帯につきましては100千円を一時金でお渡しをしますという制度でございますので、転入の方のほうが、転入加算金が200千円ありますので、200千円多く転入者のほうが受け取れるというような中身になっております。

失礼いたしました。中古住宅につきましても、加算額につきましては同じ加算をするようにいたしております。

#### ○19番（井本政弘君）

自治体間の競争はあってしかるべき、それでお互い切磋琢磨して市が発展するというような考え方からすれば、転入者に対する手厚い事業というか、これは必要であると思えますけれども、逆に言うと、八女市に住んでおる方からすると、何でそんなに差をつけるんだということじゃなかろうかと思うんですね。ほかに似たような事業で八女市の方が恩恵を受けるようなことがあれば、それはそれでいいと思うんですけども、転入者と八女市内在住者で差をつけるのはどうかなというのが私の考えです。それならもう両方一緒に、転入者もそういう恩恵を受ける、市在住者も恩恵を受けるような政策のほうがいいんじゃないかと思っただけですから質問しました。

最後になりますけれども、これも似たようなことです。3番の6款3項2目、19節負担金補助及び交付金の中で、八女材普及促進住宅資材助成事業というのがあります。これは先ほど鎌田副市長とちょっと話をしておりましたところ、平成23年、6年前にスタートをした事業で、最初が300千円、補助が300千円だったと思うんですけども、100件を目標にということで30,000千円の予算が組まれた。ところが、なかなか利用者が少なかったということで、翌年に15,000千円に減額されたんじゃないか、そういうちょっと記憶が定かじゃないんですけども、そういうことになった。そのときに私がこの議案質疑をしたときに、アンケートをとるとか、金額を落とすんじゃないかと、まだまだ利用しやすいような施策にしたほうがいいんじゃないかと質問をしたことがありました。その後、アンケートをとるとか、追跡調査といいますか、聞き取り調査、そういうことをされたのかというのをお尋ねします。

これは、例えば30,000千円の貴重な税金を使うわけですから、その税金を補助したことによって材木が、八女産材がどのくらい普及したのか、そういうところまで調査をすべきではなかろうかというのが1つ。それから、八女市内に住んである方が家を建てられる場合、八女産材を使った場合、それから、市外から八女市に転入される、家を新築して八女産材を使った場合に差額があります。800千円と500千円、八女市にもともと住んであった方が建てられる場合は500千円、八女市外から転入される場合は800千円と差がつけられております。

私は、この差については大いに疑問に思っているところです。

というのは、私も建築関係の仕事に携わっておるものですから、工務店さんとか建設会社、それから建築主、実際家を建てられた方、こういう方と話をすることがあります。じゃ、八女市にもともと住んであって建て直しをされたり新築をされた方と話すると、我々が八女市に以前から住んでおって、税金も払っておるのに何で500千円か、よそから来た人に800千円も払うのはおかしいんじゃないだろうかという話も出てくるわけです。まずそういうところを含めて説明をお願いします。

#### ○林業振興課長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

議員御指摘の補助金につきましては、平成23年度から今御指摘いただいた300千円で制度を立ち上げた経緯がございます。その後、平成25年度（254ページで訂正）に、現在の市内の居住者であれば500千円、市外の方が転入された場合については800千円という差をつけて現在まで至っているというような状況でございます。

その差額につきましてですけれども、基本的には500千円がベースになっております。300千円から500千円に上げようということがベースでございます。ただ、市外からの転入者にあつては、市内に住居を建設する場合に、例えば用地を確保するにしましても、その用地をいろんなところに探しに行ったりとか、あと設計にしても施工にしても時間も経費もかかることが予想されます。それが1つ目の理由でございます。

2つ目としましては、先ほど議員も御指摘がありましたけれども、他市町村と色々な補助金の比較がなされると思います。その中で八女市を選んでいただく、そういうことを考えますときに、やはり八女市の独自性があつて、建て主にとってもメリットとか魅力がある制度が必要なのではないかと考えたことが2点目でございます。

3点目といたしましては、補助金の目的の一つであります木材の需要喚起、これを図っていく。なおかつ、定住対策にも力を入れているまちであるということであらわしたいというようなことで差をつけたという経緯がございます。

追跡調査、アンケート等についてでございますけれども、利用された方の意見を幾つか聞いております。項目を幾つか出させていただきますが、建て主からは住宅建設に対する補助制度があつて本当に非常に助かったという御意見。それから、筑後地域を中心に建築場所を探していたと、新築住宅への建築補助が決め手となつて八女市に転入してきたんだというような意見。それから、相談された際に、税等の滞納者が補助対象にならないということを知り、その後全額納付されたという事例もあるようです。また、補助金自体は個人に補助する額としては非常に高額になりますので、非常にありがたいと、建築用の経費ではなくて、それからずっと使う家電とか家具等の購入費に充てたいというような意見もございました。

設計施工業者からも、建て主と協議をする際に、補助金制度があると非常に積極的に聞いていただけるというようなことも聞いておりますし、建て主から逆にそういった補助金を受け取られるのかと、そういう事業所ですかというような問い合わせもあっているというようなこともございます。

批判的なことで紹介しますと、例えば八女産材を取り扱えない業者の方からは、自分たちの仕事が少なくなるというような抗議を受けたというような事例もございますが、それらもおおむね全体的に評価が好評であったということは言えるのではないかと思いますし、申請件数も年々増加をしております。

八女産材の使用料ですけれども、平成23年度から累計で4,000立方メートルを超えております。転入の実績も年々上がっておりますので、そういうことを総合的に判断いたしまして、この補助制度をこれからも運用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○19番（井本政弘君）

この事業については、私はもう大賛成で、ぜひ進めていくべきだという立場にあります。今回30,100千円という予算です。これはもとに戻ったということで大変うれしく思っております。

ただ、もともとの目的が八女材の普及が目的なものなので、それに定住促進をくっつけたものですから、だから、800千円、500千円という差がついたんじゃないかなと思うんですね。じゃ、一緒にすべきと私は思います。個人の考えですから、もうこれ以上のことは言いませんけれども、もう一回ここは、予算は予算としてじっくり検討すべき事項ではなかろうかということで指摘をしまして、私の質問を終わります。

#### ○林業振興課長（井上秀樹君）

恐れ入ります。先ほど300千円から500千円に補助額を引き上げた年度を平成25年度と言いましたけれども、平成26年度からの間違いでございました。訂正させていただきます。（253ページを訂正）

#### ○議長（川口誠二君）

19番井本政弘議員の質疑を終わります。

3時15分まで休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時15分 再開

#### ○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

お知らせいたします。本日の会議時間は都合により午後5時まで延長します。

21番森茂生議員の質疑を許します。

**○21番（森 茂生君）**

3款1項、1目生活保護総務費についてお伺いします。

まず最初に、生活保護費の財源ですけれども、この財源どのようになっているのか、お尋ねをします。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

生活保護費の財源につきましては、4分の3が国庫負担、4分の1が単費となっております。

**○21番（森 茂生君）**

4分の3、イコール75%、そして市が4分の1、25%ということですが、市が出す4分の1、これは交付税措置されるかと思えます。交付税措置されますと当然入ってくるわけですが、生活保護者がその基準より少ない場合は、いわゆる理論上はもらい過ぎ、基準より多く生活保護者が出ると実質市から出さねばならないというようなシステムになるかと思えます。これに間違いがないかどうか、お尋ねします。

そして、どのくらい毎年、もう恐らくでこぼこがあるかと思えますけれども、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

生活保護者の数もですけど、その生活保護者の方が扶助を受けられる扶助の種類ですね、生活扶助、住宅扶助等と何種類か扶助がございますけど、その扶助の内容によっても、交付税上、掛け率、乗率といいますか、それが違っているようですので、どの扶助に該当するかによっても違ってくるようなことになっておるみたいです。

平成27年度と平成28年度の交付税の内容について調べてまいりましたところ、平成27年度につきましては、市の一般財源よりも交付税算入のほうが多かったという結果が出ております。

一方、平成28年度につきましては、市が使った一般財源よりも交付税算入のほうがこちらは少なかったというふうな結果が出ておるところでございます。

**○21番（森 茂生君）**

ちょっと長く統計をとらないとはっきりしませんけれども、結果的にはほぼ大方出し前はなくなって、全額国のお金で生活保護費全般は賄われているというふうな理解でよろしいでしょうか。

もう一回言いましょうか。結局、一般財源出すときもあればもらい過ぎというところもあ

るということは、長期的に見れば、大方ですよ、国のお金で大方賄って、一般財源は平均すればほとんど使っていないということで理解してよろしいでしょうか。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

その後また特別交付税の、これは要望資料ということでどこまで参考にされてあるかわかりませんが、どれだけ算入しているかという調査もあっていますので、大方ということで正しいと思います。

**○21番（森 茂生君）**

皆さんはやっぱり誤解があって、八女市が相当出しているというような論議があっ  
ていますが、結果としては、ほぼ全部国のお金で生活保護全般は賄っているということだ  
ろうと思います。

まず1つは、生活保護を受ける場合には、当然申請をして財産調査なんかが行われるか  
と思います。財産調査もいろいろありましようけれども、どのような財産調査が行われて  
いるのか、お尋ねします。

**○福祉課生活支援係長（青木剛志君）**

お答えいたします。

まず、財産調査の代表的なものでございますけれども、まずは金融機関調査がござい  
ます。一般的にいいものは銀行、あとは生命保険の預金と契約関係でござい  
ます。

**○21番（森 茂生君）**

以前、一般質問で税の滞納をしている場合、銀行調査は1件10円というような答弁があ  
っていますけれども、生活保護関係で金融機関に預貯金の照会をする場合、金額は幾らぐ  
らいかかっているのか、予算はどこから出るのか、お尋ねします。

**○福祉課生活支援係長（青木剛志君）**

現在支出はあっておりません。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

税金の場合、滞納者の預貯金を調べたり差し押さえる場合は1通10円、この場合は無  
料ということだろうと思います。この違い、これを聞いても仕方がないかもしれませ  
んけれども、もしわかれば、なぜこのように違うのか、銀行の対応ですね、銀行の  
対応が違うのか。そして、平成24年12月から金融機関の一括照会というふう  
に、各支店で調査をするのではなく、本店に照会をかけて、そこら辺のところは  
一遍に網をかぶせるというか、一件一件やらずに全体を調査できるシステムに  
変わったと私聞いていますけれども、そこら辺の説明もよろしくお願  
いします。

**○福祉課生活支援係長（青木剛志君）**

まず、手数料の件でございますけれども、我々が認識と申しますか、説明を受けていますのは、この調査自体が協力依頼ということでございまして、銀行からの必ずの御回答まで求めるものではないということで厚生労働省のほうから聞いております。そういうことで、手数料はお支払いしないということでございます。

それともう一点、議員から御質問の平成24年12月からの銀行に対する本店の一括調査でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

ちょっと理解できなかつたんですけれども、税金滞納の場合はもう相当強力な自力執行権に基づいて行われるものだろうと思います。この場合は、単なるお願いだから、お願い的なものだから料金は取らないとちょっと聞こえましたけれども、それでは、向こうがそんなら、もうちょっとちは照会、回答しませんよということであれば、もうそれ以上言えないものか。そして、人様の財産を調べるわけですので、一体何に基づいて人様の預貯金を調べられるのか、そこら辺の法的な当然裏づけがあってやられているんでしょうけれども、そこら辺のところは、税金とは多少違いますので、どうなっているのかお伺いします。

#### ○福祉課生活支援係長（青木剛志君）

まず、答弁のほうが逆になりますけれども、根拠でございます。生活保護法の第29条に基づきまして調査ということでさせていただいているところでございます。

これにつきましてはですけれども、調査自体が協力の依頼ということで、それ以上の拘束力はないということで聞いております。ということで、我々もそうですけれども、県を含めまして手数料の支出はほとんどないと理解をしています。

以上です。

#### ○21番（森 茂生君）

あくまで協力依頼というのであれば、相手が協力しないということであれば、もうそれまでで調査はできないと理解をしていいものかどうか、現にきちっと銀行が対応してくれているのか、銀行によってまちまちなのか、そこら辺のところはどうなっておりますか。

#### ○福祉課生活支援係長（青木剛志君）

お答えします。

あくまで、これは県の本庁、保護・援護課の説明でございますけれども、協力依頼ということでやっている以上、もし仮に回答がなくても、これが限界だということで了承していただきたいということでいただいております。

それと、本市についてはございませぬけれども、近隣他県につきましては、金融機関によっては手数料を求められるということもあっているようでございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

理解しました。

扶助費についてお尋ねしますけれども、私は改めてこの扶助費を見て、正直言うてびっくりしているわけです。生活扶助費が約2億円、医療扶助が645,000千円、全体が989,000千円ですので、医療扶助が65%を占めているということになります。私は生活扶助が一番だろうと簡単に今まで考えていましたけれども、これを見て65%は医療扶助ということになっております。正直言ってびっくりしたわけですがけれども、これに全国的に見て恐らく、全国調べましたけれども、厚生労働省の資料ではずっと大体50%、医療費扶助は50%程度で推移しているようです。ですから、近隣の市町村、福岡県がどうなのかは、ちょっと私はわかりませんが、全国的な数字からいうと、かなり八女市の場合15%ほど医療費扶助の比率が高いということになるかと思えます。その原因なりがもしおわかりか、その原因ですかね、なぜ八女市はこれほど医療費扶助が多いのか、何かあったらお尋ねをします。

**○福祉課生活支援係長（青木剛志君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、全国的には5割程度と、当市におきましては6割程度ということで若干高くなっているのは現実でございます。

つぶさに詳細を調査したわけではございませんけれども、当市の特徴といたしまして、高齢者世帯が非常に多いということで、隣市でございます筑後市さんと比べれば約15ポイント程度高齢者世帯が高いということが原因の一つであろうと認識しております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

全国的な調査を見ますと、精神的な入院が24.5%、その他の入院が34.8%ということになっています。八女市の場合、そこら辺の比率がもしわかればお尋ねします。特に精神入院が、その入院の中でどの程度割合が占めるのか、お尋ねします。

**○福祉課生活支援係長（青木剛志君）**

正直申しまして、現在の割合については持っておりません。ただ、この間言われておりますのが、八女市については比較的、精神入院が高いということでは言われていたのを記憶しております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

私も精神入院を一回レセプトを見させてもらって大変びっくりして、一月1,000千円とかというのがざら、ざらとはわかりませんが、私が見たところは何カ月にもわたってレ

セプトが1,000千円とか、精神入院の場合ですね、それで、やっぱりきちっとした対応でやっていかないと、それはもう必要なものは仕方ありませんけれども、中には、例えば大阪のところでは生活保護者、特にそういう人をわざわざ連れ込んで精神病院に入れて不正受給をするというとんでもない悪徳医者も中にはいる、そういう話をたまに聞きますので、ぜひそのところは配慮の方をお願いします。

ちょっと時間が、次もありますので、生活保護に関しては最後ですけれども、直接予算には関係ありませんけれども、小田原のジャンパー事件、御存じのとおりです。市民福祉部長の見解を最後にお伺いします。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

小田原市で起きましたケースワーカーの件ですね、ジャンパーを着用して訪問していたということでございますが、私はもう全然論外といいますか、そのような発想もなく、ただびっくりしただけでございます。

**○21番（森 茂生君）**

ジャンパーまでもいなくて、生活保護の方を訪問する場合、通常私が読んだ本では、福祉事務所はそこは配慮して保護者の、例えば公的なマークの入った車では行かないとか、ジャンパーあたりも目立たないとか、なるだけ配慮をして行っているということが社会福祉の観点から当然なことだろうと思いますけれども、八女市の場合、ちょっと聞くところによると、まんざら、ちょっとしたのはひよっとすればあるかなという話を聞きましたけれども、そこら辺のところは現実にどうなっているのか。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

ケースワーカーは背広でありますとか作業服でありますとか、当然冬場は公費支給のジャンパーも着用しております。グレー色が中心でございますけれども、特別に目立った格好ではございません。また、自宅のほうとか、現場に出かけますときにも公用車使用いたしますけれども、比較的公用車にも八女市という印字ですね、比較的小そうございますが、なるべくすぐ隣接して駐車するというのではなくて、若干外したところで駐車したり、周辺に目立たないような形での訪問等々については現実的に今取り組んでいると認識をしております。

**○21番（森 茂生君）**

もうこれ以上言いませんけれども、御配慮のほどよろしくをお願いします。

続きまして、3款1項、1目社会福祉総務費、民生委員さんの問題についてお尋ねします。

民生委員法、これを読みますと、10条に民生委員には給与を支給しないものとするとうたってあります。しかし、実際はゼロではないという話も聞きますので、八女市では実質どのような、報償費で出ているのだろうと私は思いますけれども、民生委員さんの活動費なんかはどのようになっているのか、お尋ねします。

**○福祉課参事補佐兼福祉総務係長（向 智宏君）**

お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、国からは法律に基づきまして給与については一切支給がされないということでございます。しかしながら、民生委員さんは活動に係る経費を何がしか必ず負担されるわけでございますので、交通費ないしは通信費等に費用弁償するという意味合いで県と市から報償費ということでお支払いをいたしております。

八女市の場合は、平成29年度の予算で1人の年額といたしまして59,500円を予算計上させていただいております。なお、この金額につきましては、昨年度、平成28年度より800円を増額させていただいているところです。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

ボランティアということで、それはそれでいいんでしょうけれども、相当御時世が、昔は恐らく名誉職的な格好で民生委員さんが活動されていたものと思いますけれども、現状ではなかなか民生委員さんのなり手が無いというのが全国的な問題になってきているかと思えますけれども、私の常識的な考え方からすれば、恐らく民生委員は厚生労働省の委嘱を受ける、国のもとに活動されると理解をしておりますけれども、当然それなら国も幾らかのお金は支給、どういう格好でか別として支給すべきだと私は考えるわけです。その点、国に対して、市長会なり民生委員さんたちの連絡協議会とかなんとかを通して国にそういう働きかけ、要望なりが過去にあったのか、それとも、そういうのは一切やらずに自分たちでやろうというお気持ちなのか、そこら辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

私の記憶では、特別国に対しての要請をした記憶はございません。

ただ、国といたしましては、この民生委員制度、ことしで100周年を迎えますけれども、我が国が誇る究極のボランティアといいますか、ほかの国にはない地域密着者ですね、専門機関につなぐ地域福祉の推進役と、担い手役ということで国のほうからはそういうような説明を受けますけれども、こちらのほうから特別に要請した経過はないと記憶しております。

**○21番（森 茂生君）**

市長会なんかからも要望は今までなかったのかどうか、必要がないと思われているのかどうか、お尋ねします。お願いします。市長にお尋ねしているんですけど。

市長にお尋ねしますけれども、民生委員さんの報酬といたしまししょうか、報償といたしまししょうか、国はゼロということですが、出し分は。市長会などを通して少し考えてくれんかという要望なりが今まであったのかどうか、お尋ねしているところです。

**○市長（三田村統之君）**

お答えをいたします。

市長会等で、これは町村もそうでございますが、実は膨大な数の要望を国に出しております。正確に私が要望を出していますということが現時点で申し上げられませんので、それはまた改めて御連絡をさせていただきます。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

大変失礼いたしました。福岡県市長会総会の中で議案が提出されまして、国への地域福祉政策の充実強化についてということで、一番最後の項目に民生委員児童委員の待遇等の改善についてということで、待遇改善の職務相当の報酬を支給するとともに活動費の大幅な増額を行うことということで要請をされていることが確認できましたので、大変申しわけありませんけれども、市長に説明不足をしておりました。大変申しわけありません。

**○21番（森 茂生君）**

今後とも機会があれば、やっぱりしていくべきだろうと思っております。

民生委員さんの空白地区があるのか、あるいは今は非常に無理していただいておりますので、1期でやめる方がかなり多いとも聞きますので、空白地区があるのか、そして、任期は1年でやめる方が相当いらっしゃるのかどうか、そこら辺の数字をお尋ねします。

**○福祉課参事補佐兼福祉総務係長（向 智宏君）**

お答えします。

現在の八女市の民生委員の定数が204名でございます。うち厚生労働大臣からの委嘱書の交付が終わっている方が203名、したがって、1名の欠員ということになっております。欠員の地区につきましては、長峰校区、宅間田県住行政区となっております。

あと、1期でやめられる方の委員数をお尋ねでございますが、民生委員の任期については3年が1期ということになっております。3年ごとに全国一斉改選が行われますが、直近の改選が昨年、平成28年12月1日に終わっておりますので、直近の数で申し上げたいと思いますが、1期3年以下でやめられた委員が64名でございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

正直言って、これほどまで1期でやめられる方が多いとは思っていませんでした。

私たちの地区を見ても、合併前はきちっと推薦委員会なりを地元でつくって、行政も入って民生委員さんを推薦して上に出していたわけですけども、合併して、私が聞くところによると、行政区長さんにつくってくれということでお願いをしてあるようです、私たちの地区では。そして、区長さんが1人でかどうかわかりませんが、ぐるぐる回ってどうしてもでききらないときは自分が責任とってなる。あるいは奥さんに、おまえちょっとしとけということでさせてある地区が、実際私のそばにもいっぱいいらっしゃいます。

ですから、こう言っちゃ失礼ですけども、だんだん前のように使命感を持ってというよりも、とにかくつくらやんけんというような格好で民生委員さんが推薦されて上がっているもんだから、こげん言っちゃ失礼ですけども、3年間とりあえず務めて、はい、さよならというのが多いようです。

ですから、やっぱりどうしてもきちっとした活動をするには、できればもう2期でも3期でもしていただけるような、そういう制度にしていかないと、よその地区のを見ますと、制度疲労を起こしているから何とかせやんということで対策は講じられているところもありますので、八女市でもぜひそこら辺の抜本的な対策を練らないと恐らくがたがたに制度そのものなるような気がしますので、そこら辺の考え、市民福祉部長よろしくお願いします。

○議長（川口誠二君）

もう時間がございませんので、簡単に答弁をお願いします。

○市民福祉部長（小波慶一郎君）

御指摘の件につきましては、確かに認識はいたしておりますが、全てではございません。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。（「終わります」と呼ぶ者あり）

もうちょっと時間配分を考えてお願いしたいと思います。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づいて質問をいたします。

まず、第1点目は、補正予算に続いてコテージの問題ですけども、さきの議会の中でこのコテージをどう考えていくのかということでは、八名山というのがありますけれども、福岡県一高い釈迦岳、御前岳というのがありますと、こういうところにお客さんと呼ぶ。そのための宿泊施設なんだということも位置づけをしたいと言われて、もう私は山登りがあんまり興味なかったので、どういうパンフレットがあるのかなと思って行きましたら、立派なものが、こういうものが3枚ぐらいありまして、ぜひ登られたらいいですよと、今からマンサクの花がきれいですよと勧められましたけれども、こういうふうにやっぱりきちんとそのことがどういう形で実現されていくのかというのが非常に大事なことだろうと思っております。

それから、こういうことも言われております。宿泊施設を持っておるから、そういったところの——ちょっと飛ばしてしまいました。それから、農業、林業ですねと、今回はこの施設についてはそういった宿泊施設を当然持っていますから、そういったところの農業体験、林業体験もですけども、こういった宿泊施設もあわせて企画するような、そういったところも当然この施設を利用していただく方には活用していかなくてはならないと今のところ計画をいたしております、そういう計画があるんだということを言われております。

それから、コテージに宿泊して一日自然を回ってみても、それは視察をするところ、見物するところは限界があるわけで、やっぱりいろんな体験をその中ですることで初めて矢部村の、八女市のよさを体験できるわけでございますのでということで、こういう農業体験、自然体験をしてもらうんだということをやっぴりこの中に位置づけをきちんとしておられる。そういう意味からして、やはり企画の段階でどういうものを、それは具体的には、まだまだだろうと思いますし、最終的には地域の方、矢部で、また矢部の住民の方々がどういう、またここを指定管理として受け持たれている、受け持たれる、そういうところで、やっぱり詳細については対応していかなくてはならないと。矢部にありますから、当然矢部の住民の方々が中心になってやってもらわなければならないだろうけれども、先ほども言いましたように、今度の予算だけでも340,000千円、350,000千円近くの予算が組まれてやっているわけですから、まさに市を挙げてどうしていくかということは当然考えなくてはならない。1年半前にこういった企画の中で進められているわけですから、地域の方と八女市とやっぱりどういった話し合いをしたのかというところが私は大事だろう。それを詳細に詰めていくのは地元の方々だと思いますので、そういう意味合いでどういった話し合いが何回なされたのかというのをお聞きしているわけですので、その点の答弁をお願いします。

#### ○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

八女の観光事業を目指すものの一つとして、これも議員の皆様にもお配りしておりますけど、茶のくにのアクションプランというのがございます。これで滞留型観光というのをうたっております。滞留型というのは宿泊施設、今度コテージがまたできますけど、星野にもありますし、黒木にもあります。そういう宿泊施設に泊まっていただいて、滞在していただいて八女地域のいろいろな体験をしていただく。それで、宿泊して帰っていただく、そういう地域ツーリズムを目指すというのが一つの八女の観光戦略として上がっております、これ6ページにですね。

今ずっといろいろな体験を観光のほうでやっておりますけど、茶のくにバスツアーというのが、これ矢部で行ったツアーですね。矢部の紅葉ツアー（「バスツアーのことは聞いていない」と呼ぶ者あり）いいですか。それと旅する茶のくに週間ということで、これ体験になります。今までやってきた中でヨモギまんじゅう、栗まんじゅうづくり、将軍そばづくり、山歩き、先ほど議員もおっしゃった山歩き、葉ワサビの収穫を今計画しております。チェーンソーアートということで、チェーンソーで置物をつくるやつ、原島さんをお願いして、これ実施しております。財団のほうで溪流体験とか陶芸体験、またよかところツアーで和紅茶、それと湧き水、こういうのを今までずっと実施しております。これは実施者が矢部の方ですので、その方と協議しながら、どういうことができるかということで、実際これはもうお客さんを

募集して実施しておりますので、地元の方とのそういうつながりというのは今まで十分やってきておりますし、つながりもございますので、また、コテージができることによって、また新たなことが、どういうことができるかというのは今後しっかりまた地元の方と協議しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

そういうものがあることは知っていますし、今後当然話さなければならぬけれども、先ほども言いましたように、このコテージを中心として、コテージのことで聞きよるわけですから、コテージを中心としてどういう体験、そして、先ほども言いましたように、グリーンツーリズムという観点からそういった議論を今からしていくんだと、当然地域の方とそういった議論をしなければならないわけですから、どういう議論をされてきたんですかということ聞きよるわけです。

あくまでも、そういったいろんな体験型のやつがあることは知っています。じゃ、そのこともいいですけども、このコテージを生かしてどういうことをやろうという話を具体的に市として地域の方と何回お話し合いをされたのか、そのことをお伺いしよるわけです。

**○矢部支所長（江田伸一郎君）**

お答えいたします。

矢部地区では、まだ指定管理者が決まっておりませんので、いろんな団体と話し合いながらしていますけれども、1つに、財団が柚のさとを運営しておりますので、その連携という形で毎月定例会にうちの支所の観光担当が出て、一緒にこういうことをやりましょうと、できることは何がありましょうかということで今実際やっている事業ですね、先ほど言いましたように。それに加えて、それが宿泊になりますと、それがより深まりますので、そういったことでいろんな想定しながらやっているところです。

ですから、毎月1回、定例会には必ず行くようにしております。それからまた、生産者の方とかいろんな方とも随時協議をしております。

**○24番（松崎辰義君）**

企画財政課に聞きますが、私が聞いたときに、その後、地域とどういう話し合いをされましたかと言ったときに、企画としては説明会を2回行ったと、企画は企画として、それを進めてきたのは企画ですから、そういうことも含めて今後どうするかという話し合いはされていないんですか。

企画のほうにお伺いしますが、私が聞いた限りでは、説明会を2回やったと聞いておりますが、企画としてそういった今後の展開について市の考え方、そして、地域の皆さんとどういふふうに進めていこうという話し合いはどのようにされたんですか、していないんですか、

したんですか。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

議員が見えたときに、2回参加したと申しあげましたのは、矢部支所で開催をされました地元行政区への説明に企画の職員も参加して一緒に2回参加をしたという説明をしたところでございます。

それから、計画の進捗に合わせて矢部支所のほうで行政区長会が開かれますけど、それにはうちからは参加しませんが、支所のほうでそれが区長会で説明が行われていますということで説明をしたところでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

ということは、その後、企画のほうとしては地元とは話し合いをしていないということですよ。そういうことになりますよね。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

お答えいたします。

この計画に入る前に、以前は、企画の前は市長公室ですけど、そのときに全村民を対象に説明会が開かれておるということでございます。それ以降については企画のほうとしては説明会は行っておりません。

**○24番（松崎辰義君）**

わかりました。私は、これだけのお金をかけて、そして、市を挙げて私はこういうものをつくり出そうとしているんだろうとっておったもんですから、当然企画も一定そういうところに入ってするだろうと、それから先ほど言いましたように、当時の企画振興部長もグリーンツーリズムという観点で論議を今後やっていきたいと言われたので、当然入ってやっておられるものだとして理解していただきましたので、そういう質問をさせていただきましたが、そうではないということですので。

ただやっぱり、これだけのお金を投じてするときに、本当に八女市全庁挙げてとはなかなか言えませんが、でもそれだけの意気込みを持って、そしてそのときの企画振興部長、市長もそれなりの意気込みを言われているわけですから、やっぱりその後も市の考え方、そういうものも十分出しながら地域と話し合いをすべきだったのではないかなと私は思ったから申し上げたところなんです。

それはもう見解の相違でしょうから仕方ありませんけれども、ぜひ今後はやっぱり企画は最終的な部分まで、立ち上がるまでぜひ地域の方々と一緒になっていただくことを強く要望しておきたいと思っております。（発言する者あり）

それから、設定ですけれども、それはもう結構です。

それから、高級コテージということで、池の山荘が今1泊2日で大体7,898円から12,994円程度でやっておられるそうです。以前の柚の里のホテルはもうあっておりませんので、ちょっと見たところでは8,600円からというのは書いてありましたけれども、幾らというのは上限幾らぐらいになるのかわかりませんが、幾らにするということは行政で決めることではないし、指定管理でやられるとは思いますが、今後市としては最低これぐらい、正確には言えないと思いますので、大方これぐらいの値段設定というのがもしできましたらお願いしたいと思いますが。

**○企画財政課長（井手勇一君）**

額については、今後検討してまいります。

**○24番（松崎辰義君）**

少しは出るかなと思ったんですが、もうそれは仕方ないと思いますので。

時間がないので、集落支援員について質問をさせていただきます。

非常にいい制度を活用されるなど思いながら、お聞きしに行ったところ、資料もいただきました。専任の集落支援員の設置数が944人、それから自治会長などの兼務の集落支援員の設置が3,096人、国内でされていると。それから、支援員1人当たり、これは専任の場合ですが、3,500千円、兼任の場合は、1人当たり400千円財政支援があるということで、本当にこういうもの、平成20年から始まってありますが、徐々に徐々にふえていっている現状だと思っています。

それで、お聞きしたいのは、専任の集落支援員と兼務の集落支援員の違い、こうしたらどういう、例えば専任であったらどういう義務が発生するとか、ほかの仕事をやっちゃいけないとか、何かそういう専任と兼務の大きな違い、そういうものがありましたらお教え願いたいと思います。

**○地域振興課長（松尾一秋君）**

お答えいたします。

いずれの専任も兼任も市町村が委嘱をしてその任についていただくとなっておりますが、よその市町村、先行している自治体を調べてみますと、専任というのは、専任で嘱託職員、あるいは退職者の職員とかを充てまして専らそれに従事していただくというようなことで、市の嘱託職員並みの考え方で配置をしていると。兼任につきましては、例えば小規模な集落の自治会長さんあたりに自治会の業務、本来の業務とは別に市がお願いする、例えば集落を巡回していただきたい、点検をしていただきたい、そういったところの業務をお願いして、区長さんの業務ですから、当然仕事を農業だとか会社員だとかやっていらっしゃるかと思いますが、その仕事をしながら市から特別にこの仕事を依頼を受けてやると、そういった違いがございます。

**○24番（松崎辰義君）**

例えば、農業をやっている方が専任としてする。もちろん傍らでは、例えばハウスをしてあったらちょっと無理かもしれませんが、一定退職して家で農業をやっていると、そういう方が専任としてやることに例えば問題があるのかどうか。

先ほど専任は退職者というか、一定市のそういうものも受けながらやると言われましたけれども、そういう細かい何か規定みたいなものがあるのかどうか、お願いします。

**○地域振興課長（松尾一秋君）**

お答えします。

専任につきましては、現時点で今私どもが考えているのは、出勤日数を嘱託職員並みにということで4.5日という形で出勤をしていただくということで考えているところでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

それから、今回1人、黒木の笠原地区にということで聞いております。政策の発生源として北部豪雨災害後、河川道路等のインフラの復旧は進んだものの、集落の復興について途上にあると。各地区のまちづくり協議会等で自主的な取り組みは行われているが、その取り組みを加速させるために新たな集落対策の強化が望まれるということで笠原に1名と聞いております。そういう意味では、星野もそうではなかったかなと思うんですけども、今回、笠原ということだけで星野は考えられなかったのか、また、それはどうしてなのか、その点をお願いします。

**○地域振興課長（松尾一秋君）**

お答えいたします。

この制度は平成20年から総務省が所管する事業で始まっておりますが、私どもとしては初めて取り組む事業でございます。

笠原地区につきましては、議員おっしゃったように、まだ災害復興半ば、特にきのこ村等は、これから先どのように運営していくかということで、地域が今一生懸命話し合いをしていると、そういった地域課題を抱えている中で、強い地域からの要望もございましたので、まず笠原に導入をさせていただき、そして、それがほかの地域にも十分効果があるということになれば、しっかりと充実をする方向で検討、研究をしていきたいと思っ、先行させて1カ所だけさせていただくという考え方でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

それはわかりました。今後先行してやっていくということで、今後広げていくつもりは十分あると思いますけれども、今後の広げ方としては、例えば地域からぜひ自分のところもやりたいというような要望があった場合、そういうことも含めて、広げ方としては具体的

にどのように考えておられるのか、お願いします。

**○地域振興課長（松尾一秋君）**

お答えいたします。

一度にたくさんということができないと思っておりますが、おっしゃったように、地域ごとに課題が違うということがあります。山間地と平地部では違いますので、それぞれの地域のニーズに合った人材を地域から御推薦をいただくとか、そういうこともいただきながらしっかりと検討していくと、そして、21地区、今まちづくり協議会、地域振興計画出そろいますので、それをしっかりと推進していける体制を支える人材をつくっていきたいと思っております。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

言われますように、地域の課題それぞれ違いますので、地域の要望、それから状況も十分考えながら進めていただくことをよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、八女市奨学給付金、今回、今まで23名だったものを50名にふやすということで非常に画期的なことをされるなど、ましてや、この間一般質問の中で申し上げましたように、貧困対策としても本当に重要な施策だろうと、それも23から50ですから倍以上ですよ。そういうものが本当に今回されたということは非常に敬意を表するところでありますし、そういうことを考えていただいた教育委員会、また決断いただいた市長に心からお礼を申し上げたいと思うところです。

中身について若干質問をさせていただきますけれども、これを見ますとわからないところが幾つかあるので、まずその点について質問をさせていただきますけれども、2条の2に中等教育学校後期課程という言葉が出ております。これは八女市の場合、自宅より通学可能なところということですので、これはほかのところは高等学校、それから高等専門学校は、ここらから言えば久留米高専、有明高専ということになるとわかるんですが、この中等教育学校後期課程というのが、ちょっといろいろ調べましたが、どこを指すかわからないので、これについてお伺ひします。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

お答えいたします。

中等教育学校というのは、いわゆる学校の種類ということで御理解いただけたらと思っております。中高一貫校ということで、黒木の輝翔館中等教育学校を指すということで御理解をお願いしたいと思います。

**○24番（松崎辰義君）**

中高一貫というのは、もう輝翔館だけですので、それ以外はないんだと理解しましたけれども、それから、2条の4項に、中学校等の第3学年時の全教科の成績評定の平均した値が

5段階評価で3以上であり、修学意欲がある者となっております。これは奨学生の資格としてこういうものが上がっておりますが、この基本的な考え方はやっぱり学費の支弁が困難と認められる高校生ということですので、ただやっぱり一定の学力も必要なんだということだろうと思いますけれども、この3以上とされたところはどういうことなのか、お願いします。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

お答えいたします。

八女市の中学生が高校に進学する場合ですけれども、八女市の場合は大坪奨学会というのが1つございます。次に、御質問いただいている八女市の奨学会、3点目に、これは貸し付けですけれども、福岡県教育文化奨学財団がする奨学金がございます。それは貸し付けということで、これが3つの選択肢があるんですけれども、1つは、大坪奨学会につきましては、大坪様の御厚意によって、どうしても学力重視の奨学金という形になっておりますので、大坪奨学会については、先ほどの平均値が4以上ということになっております。逆に、福岡県の教育文化奨学財団につきましては貸し付けということで、こちらのほうはそういった基準は設けずに、あくまでも学資の支払いが困難な世帯を重視する形での奨学金になっておりますので、その中間的な部分で、ある程度やっぱり奨学金という体質もございますので、そういった修学意欲のある者ということも含めまして、八女市奨学金については3以上ということで表記をさせていただいております。

**○24番（松崎辰義君）**

最後に、非常にいい制度をつくっていただきましたが、非常に倍以上にすると、23人を50人にするという発想、すごいなと思いつつながら、やっぱりこういうところがどういう過程から出てきたのか、ここをなぜこういうことをされようと思われたのか、その経過を最後にお聞きしたいと思います。

**○学校教育課長（持丸末喜君）**

経過につきましては、最終的には市長のほうから子育て支援事業にかかわる目玉事業は何かないかということでの、市長のほうからのあれもありまして、最終的には市長の御英断ということで、私たちも通常から申し込みが50人前後応募があつておりましたので、いつも選定委員会の中では約半分ぐらいに選定する選定経過もございましたので、こういった部分についてはピンポイントでそういった困り感がある子どもたちがいらっしゃるという部分を含めて50という数字を上げさせていただいております。

**○24番（松崎辰義君）**

非常に効果的なものだろうと思いますし、今言われた大体応募が50人ぐらいあつて、全てをすくい上げるというふうな発想のもとだろうと思いますが、50人にふやせば応募もまたふえるんじゃないかと。今後の考え方として、必要であればまたふやすということも今後考え

ていただけるのかどうか、その点、まだ早過ぎるかもしれませんが、どのようにお考えなのか……

○議長（川口誠二君）

時間がございませんので、まとめてください。

○24番（松崎辰義君）続

お願いします。簡単で結構です。

○議長（川口誠二君）

時間ないですよ。

○学校教育課長（持丸末喜君）

今回、市長のほうで50という数字を出していただいたので、この分をちょっとベースに今後また……

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたしますが、限られた時間でございますので、質問者の方におきましては、答弁も含めたところで時間内に終わるように配慮をお願いしたいと思います。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託します。

議案第33号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○5番（高橋信広君）

まず、中身に入る前に、今度の提案理由のほうですけど、提案理由が骨格予算をお願いするものであるという、この骨格予算ということについてどういうことか教えてください。

○市民課長（井上寿代君）

お答えいたします。

骨格予算ということで、今まで例年の予算取りをさせていただくということなんですけど、原因が幾つかございまして、1つは、当初予算編成の時期に10月診療分までの8カ月分の状況で医療費を見込むということで、かなり医療費が粗い数字になるということ。それから2つ目が、平成29年度分の介護納付金、後期高齢者支援金、前期高齢者交付金など社会保険診療報酬支払基金からの通知が4月以降にしか届かない。それから3つ目、国民健康保険税につきましても、前年中の所得をもとに計算しますので、今皆さんに所得税や住民税の申告をしていただいております。それをもとに計算をしますということで、税の把握がなかなか困難であるということで、以上のような理由から、例年6月の補正を本予算ということでお願いをしているところでございます。ということで、一応骨格だけという、その骨格が何なの

かということだと思んですけど、概算での予算ですよというふうなことでございます。

以上です。

**○5番（高橋信広君）**

正確に骨格予算という言葉は、一般的には、例えば市長選が前後にあるときとか、そういうときに使う言葉ですよ。義務的経費だけを計上して、政策的なことは後に回すということなんですけど、ここにおける骨格予算というのは非常にわかりづらいというか、どうですかね、我々をまごつかせるという、そういう表現になっておりますことと、いろいろ調べてみますと、別にこれはもう当初予算として出してもらっても全く誤差はそんな大きくないですし、それから特にやっぱり事業費ですね、事業費については、いわゆる補正の中では全く出てきませんので、あくまでも当初予算の中に事業費はちゃんと入っています。我々がチェックさせていただきたいのは、一番大事なのはこの事業費でございますので、この部分は来年から割愛するなり、ちょっと方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市民課長（井上寿代君）**

その件につきましては、また再度持ち帰りまして、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

**○5番（高橋信広君）**

では、中身に入ります。5つあります。1点ずつ申し上げます。

13ページの1款1項1目、13節委託料です。国保情報集約システムデータ連携対応業務委託料というのが5,724千円入っていますが、これ初めての多分委託だと思んですけど、どういう内容で、どういう目的で、どのようなことが期待できるのか、これをお聞きいたします。

**○市民課長（井上寿代君）**

お答えいたします。

平成30年から国保の広域化、福岡県との共同運営が始まりますので、それに向けての県内の各市町村との情報の連携ができるようにということでシステムを改修するものでございます。その委託料でございます。

**○5番（高橋信広君）**

それによって、どういうことが期待できるんですか。どういう効果が。

**○市民課長（井上寿代君）**

県全体が1つの、福岡県が保険者になりますので、例えば久留米市から八女市に転入してみえたというような方がいらっちゃって、その方が、1つの例を申し上げますと、高額療養費をずっと久留米市で支給されていたとか、そういうふうな場合、所得の情報とか、そういったものを把握したりとか、所得情報が必要な場合がございますので、負担の区分とかあ

りますし、また、その方の資格情報もその日のうちに見られるようにする、そういったふうなことで、県内全域ですね、同じ状況で見られるようにするためのシステムなので、窓口にお見えになったときにいろいろ問い合わせを、照会をしなくてもいいようになります。

#### ○5番（高橋信広君）

この件はわかりました。

2つ目、19ページ、7款1項1目の19節負担金補助及び交付金のところですが、高額医療費共同事業拠出金が442,970千円で計上してございます。これはことしの当初予算が289,337千円で、予算現額としては356,327千円になると思うんですね。予算現額から当初予算から123%補正を組んでおられます。それから、今度は平成29年度の予算としてさらに124%、86,000千円ほどプラスなんですけど、この要因というか、どういうことを見越してこの高額医療のほうは出されるのか、これをお聞きいたします。

#### ○市民課長（井上寿代君）

高額医療共同事業と申しますのは、国保連合会が事業主体となって行います事業で、共同事業のほうは800千円を超えるレセプトが対象になりまして、県内全市町村の国保保険者の800千円以上の医療費を見込みまして、800千円を超える分について、支払いが大きくなるとそれぞれの保険者で非常に負担がかかるということで、一応お金を出して、それから、歳入のほうに交付金というのがございますが、そちらのほうから交付をされるという、言うなら再保険事業のようなものなんです。

去年の当初予算では、確かにこの数字、ことし伸びております。去年、平成28年度は補正をさせていただきまして。と申しますのは、去年がC型肝炎の治療薬とかの関係で医療費全体がちょっと伸びてしましまして、その関係で途中で国保連合会のほうから数字の変更がございまして、その分について、平成28年度は補正をさせていただいております。そういったものを見越しまして、国保連合会のほうでも試算ができておりまして、この国保連合会が示しております数字をことし上げさせていただいているということでございます。

#### ○5番（高橋信広君）

要因としては、C型肝炎になりますか、やっぱり。見越している、高額医療として上がる可能性があるというのは。

#### ○市民課長（井上寿代君）

県全体で考えたときは、C型肝炎治療薬が影響しているのかなとは思っておりますが、八女市の場合、いろいろ調べてみましたが、特に調剤が伸びているという印象は受けておりません。分析したところは、そういったことは特に、急激に伸びているというようなことはございませんで、いろいろ複合的な理由なのかなと思っております。入院日数が長くてとか、精神疾患が多いので、そういった分がちょっとふえているのかなということで、どれかが突出

しているというわけではないようでございます。

**○5番（高橋信広君）**

わかりました。

3つ目、同じく19ページ、8款1項、1目の賃金ですね、この臨時賃金が4,576千円組んでありますが、これはどういう目的の賃金か教えてください。

**○市民課長（井上寿代君）**

1つは、重複受診とか頻回受診をされている方について、訪問保健師を雇い上げて訪問指導をするようにしております。そういったものの賃金、それから各種健康教室ですね、高齢者の方もありますし、歯科健康教室とか、そういった各種健康教室、国保の方向けというか、全住民向けなんですけど、その中で国保の方の分の賃金ということで上げさせていただいているんですね。そういった保健師とか栄養士とか歯科衛生士とか、そういった方の雇い上げの賃金になります。

**○5番（高橋信広君）**

済みません、何人見ておられるんですか、これは。

**○市民課長（井上寿代君）**

申しわけありません、ちょっとこちらのほうが、訪問指導のほうは大体月20日程度で雇い上げるようにしているんですけど、そのほかの健康教室の分については、ちょっと済みません、健康推進課のほうで見積もっていただいて、細かい数字を持っておりません。申しわけありませんが。また後ほど、済みません。

**○5番（高橋信広君）**

あと、同じく19ページの8款1項、1目の委託料、健康診査等業務委託料なんですけど、これは3,500千円ほど組んでおられますけど、ことしですね、委託料は830千円と、これ何か特別に何か具体的な委託の内容を教えてください。

**○市民課長（井上寿代君）**

平成30年度からの国保の広域化では、国の財政支援がありますが、その中で、インセンティブを課すこととされておりまして、その1つが特定健診の受診率向上になっております。そのために、なかなか伸びない受診率向上のために特定健診の受診勧奨を行いたいと思っているんですけど、なかなか今までやっていた受診勧奨では本当は伸びないということで、業者委託しまして、具体的に申しますと、それぞれの住民の方というか、受けない人のタイプ別に受診勧奨の通知を送るとか、そういったことをやるようにしております。それを業者に委託するというようにしております。これが保健事業で国の調整交付金があるんですけど、その一環でできますので、それを業者委託して実施するようにしています。

以上です。

**○5番（高橋信広君）**

最後です。20ページの8款2項1目の、これも委託料ですけど、特定健診・保健指導等業務委託料で、予算を約37,000千円組んでいただいています。当初予算では、ことしの当初予算は35,000千円ほど、予算現額としては30,000千円ぐらいで終わるのかなと、決算は終わっていませんけど、かなり6,700千円ほど上乗せして見込んでいただいていますけど、1つお聞きしたいのは、まず平成28年度の受診率の見込みと、それから、平成29年度はこの予算の結果、何%見込んでやろうとされているのか、これに関してお答え願います。

**○市民課長（井上寿代君）**

今年度の受診率ですけど、済みません、細かい数字を覚えていないんですが、34.何%というふうなことを健康推進課のほうから聞いております。少し上昇しているのかなと思います。

それから、この予算ですが、これは一応35%の方が受診していただくということで35%分を計上しております。（発言する者あり）35%です。

**○5番（高橋信広君）**

済みません、現状見通しが34.4%で、35%ではちょっと金額的に合わないような気がしますけどね。もっと高く見込んでいただいて達成していただくようにぜひお願いいたします、この件については。

以上、終わります。

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

議案第35号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第36号 平成29年度八女市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

議案第37号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第38号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託します。

議案第39号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託します。

議案第40号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託します。

議案第41号 平成29年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算から議案第43号 平成29年度八女市黒木町大淵財産区特別会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

本案について質疑を行います。

なお、質疑のある方は最初に質疑を行う議案番号を言われてから質疑をされるようお願いいたします。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、3件を一括して採決いたします。

議案第41号から議案第43号までの3件について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第41号から議案第43号までの3件については原案のとおり可決されました。

議案第44号 平成29年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託します。

議案第45号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 請願委員会付託

○議長（川口誠二君）

日程第2. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理いたしました請願は1件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、請願は会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日で議案審議が終了いたしましたので、3月13日月曜日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、3月13日月曜日は休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時40分 散会